

平成23年度

有価証券報告書

自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日

三菱自動車工業株式会社

(E02213)

目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	6
5. 従業員の状況	11
第2 事業の状況	12
1. 業績等の概要	12
2. 生産、受注及び販売の状況	14
3. 対処すべき課題	15
4. 事業等のリスク	15
5. 経営上の重要な契約等	17
6. 研究開発活動	18
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	21
第3 設備の状況	23
1. 設備投資等の概要	23
2. 主要な設備の状況	24
3. 設備の新設、除却等の計画	27
第4 提出会社の状況	28
1. 株式等の状況	28
2. 自己株式の取得等の状況	54
3. 配当政策	55
4. 株価の推移	55
5. 役員の状況	56
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	61
第5 経理の状況	69
1. 連結財務諸表等	70
2. 財務諸表等	111
第6 提出会社の株式事務の概要	140
第7 提出会社の参考情報	141
1. 提出会社の親会社等の情報	141
2. その他の参考情報	141
第二部 提出会社の保証会社等の情報	142
 [監査報告書]	
[内部統制報告書]	
[確認書]	

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月26日
【事業年度】	平成23年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
【会社名】	三菱自動車工業株式会社
【英訳名】	MITSUBISHI MOTORS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 益子 修
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目33番8号
【電話番号】	(03) 3456-1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	連結経理部長 落合 啓二 （「第一部第4提出会社の状況」に関する事項については 総務部長 南村 章）
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目33番8号
【電話番号】	(03) 3456-1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	連結経理部長 落合 啓二 （「第一部第4提出会社の状況」に関する事項については 総務部長 南村 章）
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
決算年月		平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
売上高	百万円	2,682,103	1,973,572	1,445,616	1,828,497	1,807,293
経常損益	百万円	85,731	△14,926	12,980	38,949	60,904
当期純損益	百万円	34,710	△54,883	4,758	15,621	23,928
包括利益	百万円	—	—	—	17,372	20,556
純資産額	百万円	328,132	223,024	234,478	248,092	265,620
総資産額	百万円	1,609,408	1,138,009	1,258,669	1,312,511	1,321,306
1株当たり純資産額	円	△21.81	△40.47	△38.54	△35.90	△32.61
1株当たり当期純損益金額	円	6.30	△9.91	0.86	2.82	4.32
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	3.81	—	0.51	1.66	2.40
自己資本比率	%	19.69	18.76	17.81	18.19	19.45
自己資本利益率	%	11.33	△20.70	2.17	6.75	9.65
株価収益率	倍	26.03	—	147.85	36.17	21.76
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	188,279	△93,335	100,716	103,811	119,386
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△48,865	△94,789	△22,325	△52,590	△69,069
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△132,593	△4,983	30,881	5,037	△52,579
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	360,902	154,666	263,453	316,464	310,993
従業員数(年度末)	人	33,202	31,905	31,003	30,709	30,777
(外 臨時従業員数)		(6,376)	(1,436)	(4,385)	(4,109)	(5,268)

(注) 1. 売上高は、消費税等を含んでいない。

2. 従業員数は就業人員を表示している。

3. 平成20年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当期純損失が計上されているため記載していない。

(2) 提出会社の最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
決算年月		平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
売上高	百万円	1,903,527	1,492,179	1,148,847	1,472,198	1,427,599
経常損益	百万円	66,884	△16,933	△26,076	△2,887	19,642
当期純損益	百万円	20,678	△71,681	△35,684	△5,560	20,930
資本金	百万円	657,349	657,350	657,355	657,355	657,355
発行済株式総数	千株	5,537,897	5,537,898	5,537,956	5,537,956	5,537,956
純資産額	百万円	234,478	148,688	117,268	116,671	138,890
総資産額	百万円	1,101,066	819,991	966,890	964,681	973,693
1株当たり純資産額	円	△36.68	△52.17	△57.84	△57.95	△53.94
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純損益金額	円	3.75	△12.94	△6.44	△1.00	3.78
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	2.27	—	—	—	2.10
自己資本比率	%	21.30	18.13	12.13	12.09	14.26
自己資本利益率	%	8.82	—	—	—	16.38
株価収益率	倍	43.73	—	—	—	24.87
配当性向	%	—	—	—	—	—
従業員数 (外 臨時従業員数)	人	12,761 (3,883)	12,664 (782)	12,831 (1,934)	12,666 (1,954)	12,720 (1,506)

(注) 1. 売上高は、消費税等を含んでいない。

2. 平成20年度、平成21年度及び平成22年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当期純損失が計上されているため記載していない。

2 【沿革】

年月	概要
昭和45年 4月	三菱重工業株式会社全株式保有で当社設立
昭和45年 6月	三菱重工業株式会社の自動車部門を譲受け、三菱自動車工業株式会社として営業開始 これに伴い、同社から京都製作所の一部（現、「パワートレイン製作所 京都工場」）、名古屋自動車製作所、水島自動車製作所（現、「水島製作所」）、他1製作所を移管受け
昭和52年 8月	名古屋自動車製作所（現、「名古屋製作所」）岡崎工場新設
昭和54年12月	京都製作所滋賀工場新設（現、「パワートレイン製作所 滋賀工場」）
昭和55年10月	三菱商事株式会社と共同出資でミツビシ・モーターズ・オーストラリア・リミテッド設立（平成13年12月に同社の全株式を取得）
昭和56年12月	三菱商事株式会社と共同出資でミツビシ・モーター・セールス・オブ・アメリカ・インク設立
昭和59年10月	三菱自動車販売株式会社（昭和39年10月に発足）の営業を譲受け
昭和60年10月	米国のクライスラー・コーポレーションと合弁会社ダイヤモンド・スター・モーターズ・コーポレーションを設立（平成3年10月に同社の全株式を取得、平成7年7月に「ミツビシ・モーター・マニュファクチュアリング・オブ・アメリカ・インク」と社名変更）
昭和63年12月	東京・大阪・名古屋各証券取引所の市場第一部に株式上場（名古屋証券取引所は平成15年11月に上場廃止、大阪証券取引所は平成21年11月に上場廃止）
平成7年 3月	株式会社東洋工機の株式の過半数を取得（平成7年7月に「パジェロ製造株式会社」と社名変更、平成15年3月に同社の全株式を取得）
平成8年11月	十勝研究所新設
平成9年 8月	タイのエムエムシー・シティポール・カンパニー・リミテッドの株式の過半数を取得（平成15年11月に「ミツビシ・モーターズ（タイランド）・カンパニー・リミテッド」と社名変更、平成20年8月に同社の全株式を取得）
平成11年 2月	オランダのネザーランズ・カー・ビー・ブイの株式を取得し、その結果株式所有比率50%（子会社所有分15%を含む）となる。（平成13年3月に同社の株式を追加取得し、その結果株式所有比率100%（子会社所有分15%を含む）となる。）
平成12年 3月	ドイツのダイムラークライスラー・アーゲーと資本参加を含む乗用車事業全般にわたる事業提携についての基本合意書を締結（平成12年10月に同社は当社の株式を34%取得、平成17年11月に全株式を売却）
平成14年12月	ミツビシ・モーターズ・ヨーロッパ・ビー・ブイ（昭和52年1月発足）が、ミツビシ・モーター・セールス・ヨーロッパ・ビー・ブイ（平成5年3月発足）を吸収合併
平成15年 1月	ミツビシ・モーター・セールス・オブ・アメリカ・インク、ミツビシ・モーター・マニュファクチュアリング・オブ・アメリカ・インク他1社が合併し、ミツビシ・モーターズ・ノース・アメリカ・インクとなる。
平成15年 1月	当社トラック・バス事業を会社分割により分社化し、三菱ふそうトラック・バス株式会社を設立
平成15年 3月	当社が所有する三菱ふそうトラック・バス株式会社株式の43%をダイムラークライスラー・アーゲーへ、15%を三菱グループ10社へ譲渡し、その結果株式所有比率42%となる。（平成17年3月に当社が所有する同社の全株式をダイムラークライスラー・アーゲーに譲渡）
平成15年 5月	当社の本店所在地を、東京都港区港南二丁目16番4号へ移転
平成19年 1月	当社の本店所在地を、現在地（東京都港区芝五丁目33番8号）へ移転
平成20年 3月	ミツビシ・モーターズ・オーストラリア・リミテッドにおける車両の生産事業を終了
平成22年 4月	フランスのプジョー・シトロエン・オートモビルズ・エス・エイとの合意に基づき、ロシアに工場を新設

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社 54社、持分法適用子会社 2社、持分法適用関連会社 24社（平成24年3月31日現在）で構成されている。当社グループは自動車及びその部品の開発、生産、販売、金融事業を行っており、開発は当社が中心となって行っている。

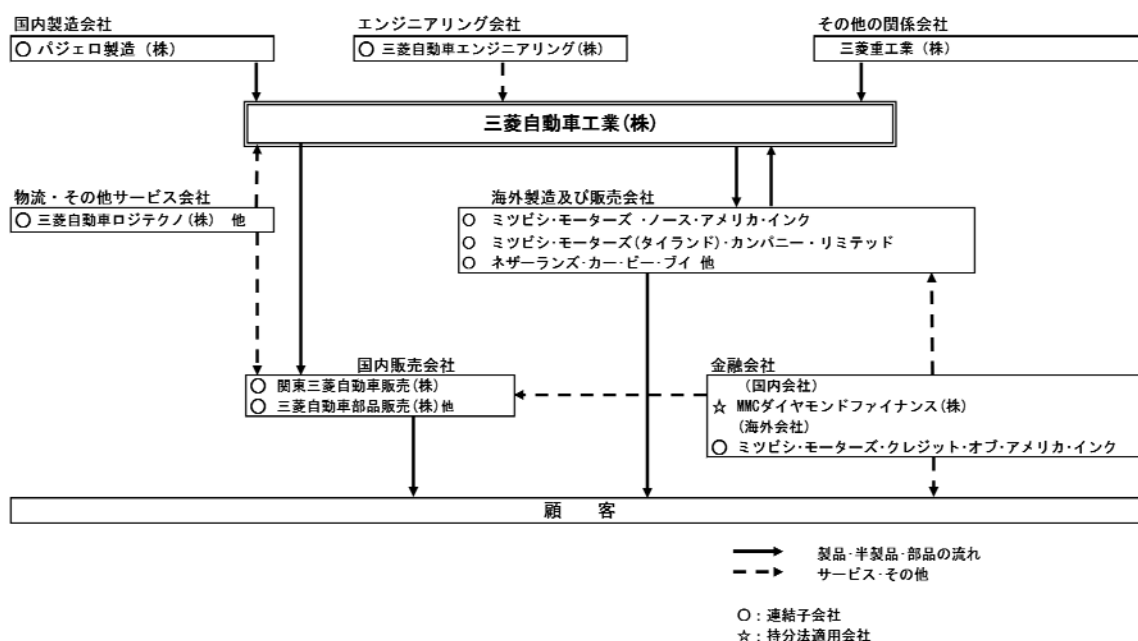
国内においては、普通・小型乗用車、軽自動車を当社が生産しているほか、一部スポーツ・ユーティリティ・ピックアップ（パジェロ等）をパジェロ製造株式会社が生産しており、関東三菱自動車販売株式会社等の当社製品販売会社が販売を行っている。このほか三菱自動車エンジニアリング株式会社が当社製品の開発の一部を、三菱自動車ロジテクノ株式会社が当社製品の国内輸送並びに新車点検や整備の一部を行っている。国内補用部品については当社が生産し、上記の当社製品販売会社及び三菱自動車部品販売株式会社等の部品販売会社が販売を行っている。

海外においては、北米ではミツビシ・モーターズ・ノース・アメリカ・インク（米国）、タイではミツビシ・モーターズ（タイランド）・カンパニー・リミテッド（タイ）が生産・販売事業を行なっている。欧州ではネザーランズ・カー・ビー・ブイ（オランダ）が生産を行っている。

また金融事業としては、MMCダイヤモンドファイナンス株式会社及びミツビシ・モーターズ・クレジット・オブ・アメリカ・インク（米国）が自動車のリース事業、販売金融等の事業を行っている。

以上述べた内容の系統図及び主要な製品は以下のとおりである。

（系統図）※主な会社のみ記載



(主要な製品)

区分	名称	仕様		
		排気量 (リットル) ※電気自動車は「EV」と記載	乗車定員又は 最大積載量	
車両	普通・小型 乗用車	ギャラン	2.4・3.8	5 人
		ギャラン フォルティス・ ギャラン フォルティス スポーツ バック	1.8・2.0	5
		エクリプス・ エクリプススパイダー	2.4・3.8	4
		ミラージュ	1.2	5
		コルト・コルト プラス	1.1・1.3・1.5	4・5
		グランディス	2.4	6・7
		アウトランダー	2.0・2.2・2.4・3.0	5・7
		RVR (アウトランダースポーツ・ ASX)	1.6・1.8・2.0	5
		ランサー・ ランサースポーツバック	1.3・1.5・1.6・1.8・2.0・2.4	5
		デリカ D:2 *1	1.2	5
		デリカ D:3 *1	1.6	5・7
		デリカ D:5	2.0・2.4	7・8
		パジェロ	2.8・3.0・3.2・3.5・3.8	5・7・9
		パジェロ スポーツ	2.5・3.0・3.2・3.5	5・7
		アドベンチャー	2.5	7・10
		トライトン	2.4・2.5・2.8・3.2・3.5	2・5
		エンデバー	3.8	5
	軽自動車	アイ	0.66	4 人
		アイミーブ (i-MiEV)	EV	4
		パジェロミニ	0.66	4
タウンボックス		0.66	4	
eKワゴン・eKスポーツ		0.66	4	
トッポ		0.66	4	
ミニカ		0.66	0.2 トン	
ミニキャブバン・トラック ミニキャブ MiEV		0.66 EV	0.35 0.35	
バン・ トラック	ランサー カーゴ *1	1.2・1.5・1.6・1.8	0.3・0.4・0.45 トン	
	デリカバン・トラック *1	1.6・1.8	0.4・0.6・0.75・ 0.85・0.95・1.0	
	L200	2.4・2.5・2.8・3.2・3.5	0.5・1.0	
	L300	2.0・2.4・2.5	1.0・1.2	

*1: OEM受け製品

4 【関係会社の状況】

(1) 親会社

該当事項はない。

(2) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
北海道三菱自動車販売株式会社	札幌市中央区	100	自動車の販売	100.0	当社製品を販売 役員の兼任等……有 設備等の賃貸借……有
東日本三菱自動車販売株式会社	福島県福島市	100	自動車の販売	100.0	当社製品を販売 役員の兼任等……有 設備等の賃貸借……有
関東三菱自動車販売株式会社	東京都目黒区	100	自動車の販売	100.0	当社製品を販売 役員の兼任等……有 設備等の賃貸借……有 資金融資……有
中部三菱自動車販売株式会社	名古屋市東区	100	自動車の販売	100.0	当社製品を販売 役員の兼任等……有 設備等の賃貸借……有
西日本三菱自動車販売株式会社	大阪市淀川区	100	自動車の販売	100.0	当社製品を販売 役員の兼任等……有 設備等の賃貸借……有
三菱自動車部品販売株式会社	横浜市戸塚区	100	自動車部品の販売	100.0 (30.8)	当社製品の部品を販売 役員の兼任等……有 設備等の賃貸借……有
パジェロ製造株式会社	岐阜県加茂郡	610	自動車及び部品の 製造・販売	100.0	当社製品の一部を生産 役員の兼任等……有 設備等の賃貸借……有
三菱自動車カーライフ プロダクツ株式会社	東京都港区	300	自動車用品、空調 機器、他の販売	100.0	当社グループ自動車用品 を販売 役員の兼任等……有 設備等の賃貸借……有
三菱自動車ロジテクノ 株式会社	川崎市高津区	436	自動車の点検整備 ・輸送・保管及び 梱包他	82.8	当社製品を点検整備・ 輸送・保管及び梱包 役員の兼任等……有 設備等の賃貸借……有
三菱自動車エンジニア リング株式会社	愛知県岡崎市	350	自動車及び部品の 設計・試験他	100.0	当社製品の一部を開発・ 設計 役員の兼任等……有 設備等の賃貸借……有
水菱プラスチック株式 会社	岡山県倉敷市	100	自動車部品の製造・ 販売	100.0	当社製品の部品の一部を 生産 役員の兼任等……有 設備等の賃貸借……有

名称	住所	資本金	事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
ミツビシ・モーターズ・ ノース・アメリカ・ インク *3	米国、 カリフォルニア、 サイプレス	398,812 千米ドル	自動車の輸入・ 製造・販売	100.0	当社グループ製品を製造 ・販売 役員の兼任等……………有 資金融資……………有
ミツビシ・モーターズ・ アールアンドディー・ オブ・アメリカ・インク	米国、 ミシガン、 アナーバー	2,000 千米ドル	自動車関連調査・ 試験・研究他	100.0 (100.0)	米国における当社グルー プの自動車開発拠点 役員の兼任等……………有
ミツビシ・モーター・ セールス・オブ・ カナダ・インク	カナダ、 オンタリオ、 ミシソガ	1,291 千米ドル	自動車の輸入・ 販売	100.0 (100.0)	当社グループ製品を販売 役員の兼任等……………有
ミツビシ・モーターズ・ クレジット・オブ・ アメリカ・インク	米国、 カリフォルニア、 サイプレス	260,000 千米ドル	自動車販売金融・ リース業	100.0 (100.0)	当社グループ製品の販売 金融及びリース業 役員の兼任等……………有
ミツビシ・モーター・セ ールス・オブ・ カリビアン・インク	プエルトリコ、 トアバハ	47,500 千米ドル	自動車の輸入・ 販売	100.0	当社製品を販売 役員の兼任等……………有
ミツビシ・モーターズ・ ヨーロッパ・ビー・ブイ *2	オランダ、 ボーン	1,282,864 千ユーロ	部品の輸入・販売 他	100.0	欧州地域のアフターセー ルス事業 当社グループ製品を販売 役員の兼任等……………有 資金融資……………有
ミツビシ・モーター・ア ールアンドディー・ヨー ロッパ・ ジーエムビーエイチ	ドイツ、 トレヴァー	767 千ユーロ	自動車関連調査・ 試験・研究他	100.0 (100.0)	欧州地域における当社 グループの自動車開発 拠点 役員の兼任等……………有
ミツビシ・モーター・セ ールス・ネーデルラン ド・ビー・ブイ	オランダ、 アムステルフェー ン	6,807 千ユーロ	自動車の輸入・ 販売	100.0 (100.0)	当社グループ製品を販売 役員の兼任等……………有
ミツビシ・モーターズ・ ドイッチェランド・ジー エムビーエイチ	ドイツ、 ハッターズハイム	30,000 千ユーロ	自動車の輸入・ 販売	100.0 (100.0)	当社グループ製品を販売 役員の兼任等……………有
エムエムシー・インター ナショナル・ファイナ ンス(ネザーランド)・ ビー・ブイ	オランダ、 スキポールライク	136 千ユーロ	資金調達及びグル ープファイナンス 等	100.0	当社の欧州地域関係会社 へのファイナンス会社 役員の兼任等……………有
ネザーランド・カー・ ビー・ブイ *2	オランダ、 ボーン	250,012 千ユーロ	自動車及び部品の 製造	100.0 (15.0)	当社グループの自動車 生産拠点 役員の兼任等……………有

名称	住所	資本金	事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
ミツビシ・モーターズ・ オーストラリア・リミテ ッド *2	オーストラリア、 アデレード	1,789,934 千オースト ラリアドル	自動車の輸入・ 販売	100.0	当社グループ製品を販売 役員の兼任等……………有 資金融資……………無
ミツビシ・モーターズ・ ニュージーランド・リミ テッド	ニュージーラン ド、 ポリルア	48,000 千ニュージ ーランド ドル	自動車の輸入・ 販売	100.0	当社グループ製品を販売 役員の兼任等……………有 資金融資……………有
ミツビシ・モーターズ (タイランド)・カンパ ニー・リミテッド *2	タイ、 パトゥーンタニー	7,000,000 千バーツ	自動車の輸入・ 組立・販売	100.0	当社グループ自動車 製造・販売 役員の兼任等……………有 資金融資……………無
エムエムティエイチ・エ ンジン・カンパニー・リ ミテッド	タイ、 ラムチャバン	20,000 千バーツ	自動車エンジン・ プレス部品の製造	100.0 (100.0)	ミツビシ・モーターズ (タイランド)製品の エンジン・プレス部品を 製造 役員の兼任等……………有
ミツビシ・モーターズ・ フィリピンズ・ コーポレーション	フィリピン、 カインタリザル	1,640,000 千フィリピン ペソ	自動車の輸入・ 組立・販売	51.0	当社グループ自動車 製造・販売 役員の兼任等……………有
エイシアン・トランスミ ッション・コーポレーシ ョン	フィリピン、 ラグナ	770,000 千フィリピン ペソ	自動車トランスミ ッションの製造	94.7 (89.4)	当社グループの自動車ト ランスミッションを製造 役員の兼任等……………有
ミツビシ・モーターズ・ ミドルイースト・アン ド・アフリカ・エフゼツ トイー	U. A. E. 、 ドバイ	10,000 千UAEデ ィルハム	自動車部品の 輸入・販売	100.0	当社の自動車部品を販売 役員の兼任等……………有
その他海外子会社25社					

(3) 持分法適用関連会社

名称	住所	資本金	事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
室蘭三菱自動車販売株式会社	北海道室蘭市	100 百万円	自動車の販売	29.0 (29.0)	当社製品を販売 役員の兼任等……………有
十勝三菱自動車販売株式会社	北海道帯広市	60 百万円	自動車の販売	35.0	当社製品を販売 役員の兼任等……………有
茨城三菱自動車販売株式会社	茨城県水戸市	30 百万円	自動車の販売	40.0	当社製品を販売 役員の兼任等……………有
名北三菱自動車販売株式会社	愛知県江南市	70 百万円	自動車の販売	28.6	当社製品を販売 役員の兼任等……………有 設備等の賃貸借……………有
三重三菱自動車販売株式会社	三重県四日市市	58 百万円	自動車の販売	24.8	当社製品を販売 役員の兼任等……………有 設備等の賃貸借……………有
香川三菱自動車販売株式会社	香川県高松市	50 百万円	自動車の販売	23.0	当社製品を販売 役員の兼任等……………有
宮崎三菱自動車販売株式会社	宮崎県宮崎市	60 百万円	自動車の販売	38.8	当社製品を販売 役員の兼任等……………有
東関東MMC部品販売株式会社	千葉県美浜区	100 百万円	自動車部品の販売	33.0 (10.0)	当社製品の部品を販売 役員の兼任等……………有 設備等の賃貸借……………有
株式会社NMKV	東京都港区	10 百万円	自動車の商品企画・開発等	50.0	当社製品の一部を開発 役員の兼任等……………有
MMCダイヤモンドファイナンス株式会社	東京都港区	3,000 百万円	自動車販売金融及びリース・レンタル業	47.0	当社製品の販売金融及びリース・レンタル 役員の兼任等……………有
ミツビシ・モーターズ・ドゥ・ポルトガル・リスボン	ポルトガル、リスボン	16,526 千ユーロ	自動車の輸入・販売	50.0 (50.0)	当社グループ製品を販売 役員の兼任等……………有
ビナ・スター・モーターズ・コーポレーション	ベトナム、ビンヅン	16,000 千米ドル	自動車及び部品の製造・販売	25.0	当社グループの自動車を製造・販売 役員の兼任等……………有
その他関連会社12社					

(4) その他の関係会社

名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権の 被所有割合 (%)	関係内容
三菱重工業株式会社 * 4	東京都港区	265,608	船舶・海洋、原動機、機械・鉄 構、航空・宇宙、汎用機・特殊 車両、その他の製造・販売	15.7 (0.5)	当社製品の部品の 仕入先 役員の兼任…有

(注) 1. 議決権の所有又は被所有割合の()内は、間接所有又は被間接所有割合で内数で示してある。

* 2. 特定子会社に該当する。

* 3. ミツビシ・モーターズ・ノース・アメリカ・インクについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えている。主要な損益情報等は次のとおりである。

ミツビシ・モーターズ・ノース・アメリカ・インク（連結）

(1) 売上高 188,705百万円

(2) 経常損益 578

(3) 当期純損益 △703

(4) 純資産額 11,069

(5) 総資産額 152,150

* 4. 有価証券報告書を提出している。

5. 関係内容欄記載の役員の兼任等には、当社及び他の連結子会社から派遣されている役員及び従業員の当該会社役員兼任のほか、出向及び転籍等も含まれている。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成24年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）	
自動車事業	30,717	(5,267)
金融事業	60	(1)
合計	30,777	(5,268)

(注) 1. 人員数は、就業人員である。(役員を除く。)

2. 臨時従業員（パートタイマー、期間社員、派遣社員等）は（ ）内に期末人員を外数で表示している。

(2) 提出会社における従業員数

平成24年3月31日現在

従業員数				平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
セグメントの名称	事務技術系（人）	技能系（人）	計（人）			
自動車事業	5,984 (354)	6,736 (1,152)	12,720 (1,506)	39.8	16.3	6,227,000

(注) 1. 人員数は、就業人員である。(役員を除く。)

2. 技能系とは直接生産作業又はその補助業務を行う者のほか、それらの指導・監督にあたる者をいい、事務技術系とは技能系以外の者をいう。

3. 臨時従業員（パートタイマー、期間社員、派遣社員等）は（ ）内に期末人員を外数で表示している。

4. 平均年間給与（税込）は、賞与及び基準外賃金を含む。

(3) 労働組合の状況

当社及び国内連結子会社（一部を除く）の労働組合は、全三菱自動車・三菱ふそう労働組合連合会を通じて全日本自動車産業労働組合総連合会に所属している。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度の自動車業界を取り巻く事業環境は、極めて厳しい状況が続いた。東日本大震災と原発事故により大きく落ち込んだ生産活動は「現場力」の発揮により想定よりも早く回復したものの、タイの大洪水により再び生産活動が阻害された。加えて国内においては歴史的な円高の進行・高止まりや電力不足問題、海外においてはギリシャ財政危機に端を発する欧州債務問題とそれに伴う国際金融市場の動揺を背景として急速に景況感が悪化した。

当連結会計年度は、当社グループの中期経営計画「ジャンプ2013」の初年度にあたるが、事業環境は当該計画を策定した時点より厳しくなった。しかし、当社グループは業績目標を変更することなく強い意思を持って、同計画の基本方針である「成長と飛躍」の実現を目指し、これに向けて当連結会計年度は「新興市場・環境対応」と「収益レベルの底上げ」に鋭意取り組んできた。

このような事業環境の中、当連結会計年度の売上高は、円高の影響等により、前年度比212億円（1%）減少の1兆8,073億円となった。

営業利益は、円高等のマイナス影響はあったものの、車種構成等の改善や、資材費等コスト低減などが寄与し、前年度比234億円増加の637億円となった。経常利益は前年度比220億円増加の609億円、当連結会計年度の純利益は、前年度比83億円増加の239億円となった。

当連結会計年度の販売台数（小売）は、前年度比14千台（1%）増加の1,001千台となった。

地域別には、日本では、エコカー補助金再開の効果などもあり登録車は前年度を上回ったものの、軽自動車が増えるわず、前年度比12千台（7%）減少の152千台となった。

北米は、『アウトランダースポーツ』（日本名：『RVR』）の好調などにより米国の販売が増加したことで、地域合計では前年度比12千台（13%）増加の106千台となった。

欧州は、需要の減速が見られる西欧地域での販売は前年度を下回ったものの、市場の回復が続くロシアで大きく販売を伸ばし、地域全体としては前年度並みの218千台となった。

アジア及びその他地域については、タイやインドネシア等のアセアン地域やブラジルをはじめとする中南米地域の好調に支えられ、地域全体で前年度比14千台（3%）増加の525千台となった。

当社の報告セグメントの業績は次のとおりである。

① 自動車

当連結会計年度における自動車事業に係る売上高は、前年度比209億円（1%）減少の1兆7,970億円となり、営業利益は前年度比225億円増加の603億円となった。

② 金融

当連結会計年度における金融事業に係る売上高は、前年度比4億円（4%）減少の104億円となり、営業利益は前年度比8億円増加の35億円となった。

尚、当社及び連結子会社の所在地を基礎として区分した業績（注）は次のとおりである。

① 日本

売上高は、売上台数の減少や為替の影響等により、前年度比421億円（3%）減少の1兆5,152億円となったものの、車種構成等や資材費等コスト低減などにより営業利益は、前年度比391億円増加の258億円となった。（減収、黒字化）

② 北米

売上高は、売上台数の増加等により、前年度比67億円（4%）増加の1,887億円となり、営業利益も前年度比42億円増加の12億円となった。（増収、黒字化）

③ 欧州

売上高は、売上台数の減少等により、前年度比200億円（9%）減少の2,037億円となり、営業利益も前年度比102億円減少の84億円となった。（減収、減益）

④ アジア・その他の地域

売上高は、売上台数の増加やSUV車の増加等により、前年度比319億円（5%）増加の6,353億円となったものの、タイの洪水影響等により営業利益は前年度比47億円減少の377億円となった。（増収、減益）

（注）売上台数及び売上高、営業損益は連結財務諸表の注記事項（セグメント情報等）の補足情報の内容を記載している。具体的には、日本については当社及び国内連結子会社、海外については、各地域に所在する海外連結子会社の業績を説明している。

（2）キャッシュ・フロー

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況については、営業活動によるキャッシュ・フローは、運転資本の増加などにより1,194億円の収入となった。（前年度は1,038億円の収入）

投資活動によるキャッシュ・フローは、設備投資などにより691億円の支出となった。（前年度は526億円の支出）

財務活動によるキャッシュ・フローは、526億円の支出となった。（前年度は50億円の収入）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、3,110億円となった。（前年度末残高は3,165億円）

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績は次のとおりである。

	当連結会計年度 数量（台）	前連結会計年度比（％）
国内	585,860	88.3
海外	542,690	103.9
合計	1,128,550	95.2

(2) 受注状況

当社は、大口需要等特別の場合を除き、見込生産を行っている。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりである。

セグメントの名称	当連結会計年度		前連結会計年度比（％）	
	数量（台）	金額（百万円）	数量	金額
自動車	1,001,461	1,797,039	101.5	98.8
金融	—	10,398	—	96.7
調整額	—	△144	—	—
合計	1,001,461	1,807,293	101.5	98.8

(注) 1. 調整額は、セグメント間取引消去によるものである。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりである。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額（百万円）	割合（％）	金額（百万円）	割合（％）
三菱商事株式会社	303,109	16.6	296,529	16.4

3. 上記金額は、消費税等を含んでいない。

3 【対処すべき課題】

今後の事業環境を展望すると、国内では、震災からの復旧・復興需要が景気押し上げに寄与すると見込まれるものの、このところの円高再燃やこの夏の電力供給問題の影響が懸念される。海外では、長期的には景気が徐々に持ち直していくと見込まれるが、最近では米国経済の減速懸念や欧州債務問題の再燃などが下振れのリスク要因となっている。このように、自動車事業は、大きな変化と不確実性の高まりにさらされている。

こうした状況の中で当社グループは、中期経営計画「ジャンプ2013」の2年目として、中期経営計画の目標として掲げる「成長と飛躍」を果たすべく、以下の主要項目への取り組みを継続していく。

- ① 新興市場と環境対応への経営資源の集中
- ② コスト構造の抜本的な改革
- ③ 事業提携による収益拡大機会の追求
- ④ 経営基盤の強化

これら主要項目への取り組みを通じて、市場ニーズに適合した商品の投入を行うとともに、円高の環境下でも競争力を維持しうるコスト構造を確立することで、収益拡大を図っていく。特に、平成24年度は世界戦略車として新型「ミラージュ」と新型「アウトランダー」を発売し、更に、当社が独自に開発している電気自動車派生型のプラグインハイブリッドシステムを搭載した新型「アウトランダー」も投入する予定で、世界各国でのこれらの商品を梃子に、販売台数の拡大に努めていく。また、昨年発生した東日本大震災ならびにタイの大洪水での経験も踏まえて、当社のリスクマネジメント体制の補強・見直しを行い、災害発生時の初期対応や事業継続計画等、優先して対処すべきリスクへの取り組みを強化していく。

以上の取り組みにおいて当社は、今後もコンプライアンスを最優先に考え、お客様や社会からの信頼を損なうことのない誠実な企業として、社会や環境への配慮を強化していく。

また、内部統制システムの不断の見直しを行うことで、一層のガバナンスの強化を図り、法令の遵守、業務執行の適正性・効率性の確保等に向けた改善、充実に努めていく。

4 【事業等のリスク】

当社グループの業績に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがある。

(1) 自然災害や事故等の影響

当社グループは、日本及び世界各地に製造拠点等の設備を有しており、各地で大規模な地震・台風等の自然災害や火災等の事故、感染症の発生により、操業の中断等の重大な支障をきたす場合がある。これらは発生可能性が高く当社グループ事業へ影響が大きいと想定されるシナリオに基づき事業継続計画・災害対策の取組整備を進めているが、想定を超える規模で発生した場合は当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

(2) 普通株式及び優先株式の発行と株価への影響

当社は、平成16年6月、7月、平成17年3月及び平成18年1月に各種優先株式を発行した。このうち平成16年7月発行の第1～3回B種優先株式はすべて普通株式に転換が完了しているが、残るA種、G種においては将来の転換による普通株式の発行により当社普通株式の希薄化が生じ、株価に影響を及ぼす可能性がある。

(3) 為替変動の影響

当社の当連結会計年度の売上高に占める海外売上高比率は約8割であり、このうち外貨建債権債務については為替予約等によりリスク低減に努めているが、為替相場が変動した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性がある。

(4) 経済情勢及び社会情勢の影響

当社の当連結会計年度の売上高に占める海外売上高比率は約8割であり、日本を始め当該地域や国の経済情勢及び社会情勢が変化した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性がある。

(5) 調達金利変動の影響

当社の連結有利子負債残高は、平成24年3月末時点で3,481億円であり、今後の金融情勢の変化による調達金

利の変動により業績に影響を及ぼす可能性がある。

(6) 製品の原価変動の影響

当社グループは、複数の取引先から部品・原材料を購入し、製品の製造を行っており、需要及び市況変動により当社製品の製造原価が上昇した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性がある。

(7) リース・販売金融事業及び販売インセンティブ

自動車業界の過剰生産能力、競争の熾烈化、価格競争などにより販売インセンティブは販売促進に不可欠になっている。

販売インセンティブは新車実売価格を低下させることになるため、販売インセンティブの継続は中古車の再販価格とリース車の契約終了時評価額を更に下げる可能性がある。中古車の再販価格の低下は、当社の今後の業績に悪影響を及ぼす可能性がある。また、中古車の再販価格の低下は、販売金融の担保となっている車両の担保価値とリース債権にも悪影響を及ぼす可能性がある。

(8) 法規制強化の影響

当社グループは、事業を展開する各国において地球環境保護や製品の安全性に関連する規制等、様々な法規制の適用を受けており、これらが改正・強化される場合、新たな規制遵守のために発生する追加費用は当社グループの業績に影響を及ぼす可能性がある。

(9) 他企業との提携

当社グループは、事業を展開する上で国内外の自動車メーカーをはじめ、他社と様々な提携活動を行っているが、提携先固有の事情等、当社グループの管理できない要因により業績に影響を及ぼす可能性がある。

(10) 特定調達先への依存の影響

当社グループは、原材料及び部品等を多数の取引先から調達している。より高い品質、技術をより競争力のある価格で調達しようとする場合、発注が特定の調達先に集中することがある。また特別な技術を要する部品等については提供できる調達先が限定されることがある。そのため、予期せぬ事由によりそれらの調達先からの供給が停止した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性がある。

(11) 知的財産権侵害の影響

当社グループは、他社製品との差別化のため、技術・ノウハウの知的財産を保護するとともに、第三者の知的財産権に対する侵害の予防に努めている。しかしながら、第三者が当社グループの知的財産を不当に使用した類似商品を製造・販売したり、世界各国における法規制上、当社グループの知的財産権の保護に限界があることで販売減少や訴訟費用が発生した場合、あるいは、予期せぬ第三者の知的財産権のために製造販売の中止や賠償金支払が必要となった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性がある。

(12) 訴訟等の影響

当社グループが、事業を遂行していく上で、取引先や第三者との間で訴訟等が発生する可能性がある。また、係争中の法的手続に対する判決等が当社の主張、予測と異なる結果となる場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性がある。

当社は、平成22年2月、当社のエジプトにおける旧販売会社であるMASRIA Co., Ltd (以下、「原告」) から、当社による同社との販売店契約の解約について、9億米ドルの損害賠償請求を含む訴訟を提起されている。これにつき平成22年10月に当社勝訴の第一審判決があったが、原告がこれに対し控訴したため、本件は第二審で係属中である。

当社による解約通知は販売店契約に従ってなされた合法的なものであり、原告の請求原因には合理性がないことなどから、現時点において、本訴訟は当社の業績に重大な影響を及ぼすものではないと判断している。

5 【経営上の重要な契約等】

契約会社名	相手方		契約の内容	契約締結日
	名称	国籍		
三菱自動車工業株式会社 (当社)	中国航天汽車有限責任 公司 瀋陽建華汽車發動機有 限公司 三菱商事株式会社 エムシーアイシー持株 有限公司	中国 中国 日本 マレーシア	中国における自動車用エンジン事業に関し て瀋陽航天三菱汽車發動機製造有限公司を 設立する契約	平成9年5月15日
三菱自動車工業株式会社 (当社)	ハルビン東安發動機製 造公司 ハルビン飛機製造公司 ハルビン東安動力股份 有限公司 三菱商事株式会社 エムシーアイシー持株 有限公司	中国 中国 中国 日本 マレーシア	中国における自動車用エンジン事業に関し てハルビン東安汽車發動機製造有限公司を 設立する契約	平成10年6月16日
三菱自動車工業株式会社 (当社)	クライスラーグループ エルエルシー 現代自動車株式会社	米国 韓国	グローバルエンジンアライアンス エルエル シーを米国に設立し、直列4気筒ガソリン エンジンを共同開発する契約	平成14年5月5日
三菱自動車工業株式会社 (当社)	日産自動車株式会社 スズキ株式会社	日本 日本	ジャヤトコ株式会社に関する株主間の権利義 務等を定めた契約	平成19年3月15日
三菱自動車工業株式会社 (当社)	福建省汽車工業集団有 限公司 中華汽車工業股份有限 公司	中国 台湾	車両の生産・販売等、東南（福建）汽車工 業有限公司の合弁事業に関する契約	平成18年3月27日
三菱自動車工業株式会社 (当社)	プジョー・シトロエ ン・オートモビルズ・ エス・エイ	フランス	ロシアで車両を生産するための合弁事業に 関する基本契約	平成20年5月19日

(注) 当連結会計年度に関する開示にあたり、経営上の重要性の観点から本欄に記載すべき契約を再検討し、以上のとおりとした。

6 【研究開発活動】

お客様の期待と社会の要請に応えるため、「環境への貢献」「確かな安心」「走る喜び」の3つの方針で研究開発を行なっている。

「環境への貢献」については、「環境ビジョン2020」（2009年発表）に掲げた目標である、製品使用時のCO₂排出量の半減(2005年比)実現のため、中間的な実行計画として「環境行動計画2015」を策定し、環境対応技術を重視した開発を進めている。特にパワーエレクトロニクス技術に関しては積極的な開発を行っており、国内市場では2009年7月の『i-MiEV*1（アイ・ミーブ）』投入に続き、2011年11月に軽商用電気自動車『MINICAB-MiEV（ミニキャブ・ミーブ）』を投入した。またi-MiEVについては2010年10月に欧州、2011年11月に北米市場へ輸出を開始し、各国への展開拡大を進めている。また、このMiEVの技術を活用して、長距離走行と環境性能を両立させたプラグインハイブリッド車の開発も進めており、これら電動車両については展開を拡大すべく開発を推進している。

一方、エンジン車の燃費向上も積極的に進めており、世界的な燃費規制の強化とともに今後も低燃費は大きな商品力となるため、ハイブリッドシステム、新型MIVEC*2エンジン、クリーンディーゼルエンジン、アイドリングストップ機能（AS&G）*3、車体・コンポーネントの軽量化、エコドライブサポートシステムなど、燃費向上技術の積極投入を図っていく。また脱石油、地球温暖化防止の観点から、当社独自の植物由来樹脂である「グリーンプラスチック」の適用拡大にも継続的に取り組んでいる。

「確かな安心」については、お客様に安心してお乗りいただける安全性を実現するため、お客様の運転の負担を軽減する運転支援技術、事故を未然に防ぐ予防安全技術、そして万一の事故の際に乗員や歩行者を守る衝突安全技術などの開発に取り組んでいる。

「走る喜び」については、快適なドライビングと地球環境の両立を目指している。当社はSUVなどの4WDの車両に長い経験を有しており、S-AWC*4に代表される車両運動制御技術に関しては高い評価を得ている。これらの技術は走行性能だけでなく安全に対する貢献も大きく、ここで培った技術を電動車両も含め逐次他の車種へも活用していく。

*1：MiEV：Mitsubishi innovative Electric Vehicle

*2：Mitsubishi Innovative Valve timing Electronic Control system

*3：AS&G：AutoStop&Go

*4：Super All Wheel Control

当連結会計年度における当社グループ全体の研究開発費（自動車事業）は34,996百万円である。

平成23年4月から平成24年3月にかけて発売した主な新商品は次のとおりである。

1. 新型グローバルコンパクトカー『ミラーージュ*5』を、タイ国内で発売した。
新型『ミラーージュ』は、成長著しい新興国におけるエントリーカー、成熟国における環境対応車という双方のニーズを一つの商品として具現化した、革新的な発想に基づいて開発した新型グローバルコンパクトカーである。この新型『ミラーージュ』は、当社のグローバル生産体制の中で日本に次ぐ第2の輸出拠点であるミツビシ・モーターズ・タイランド（MMTh）のラムチャバン工場に新たに建設した第3工場生産する。販売はタイに続き、アセアン諸国、日本、欧州各国などへと順次拡大していく計画で、日本では今夏の発売を予定している。主な商品特長を挙げる。
 - (1) 低燃費・低CO₂排出量
低燃費を追求した新開発のMIVECエンジンを搭載し、空気抵抗と走行抵抗を低減させることで、クラストップレベルの低燃費・低CO₂排出量を実現。なお、新型『ミラーージュ』タイ仕様は、全車に1.2L MIVECエンジンを搭載し、タイのエコカー認定基準*6を上回るクラストップの低燃費22km/L*7を実現。
 - (2) 高効率パッケージング
コンパクトカーならではの取り回しの良さを追求しながら、大人5人のための居住空間を確保。
 - (3) 軽量化・安全性の両立
ボディは、構造の最適化と高張力鋼板の採用拡大等により軽量化を実現し、低燃費に大きく寄与する一方、全方位からの衝撃を効果的に吸収・分散させる衝撃安全強化ボディ「RISE*8」の採用で高い安全性を実現。

*5：『ミラーージュ（MIRAGE）』とは、英語で「蜃気楼」を意味する。
*6：欧州燃費測定法で5L/100km（=20km/L）以上、欧州排出ガス規制のEURO4を達成し、投資総額が50億パーツ以上、事業開始から5年以降は年間10万台以上を製造することが条件
*7：社内計測値でECE R101 Rev.01 Combine Modeに準拠
*8：Reinforced Impact Safety Evolution

2. 2010年4月から個人向け販売を開始している新世代電気自動車『i-MiEV (アイ・ミーブ)』に、お求めやすい価格設定としたエントリーグレード「M」と、機能・装備を充実させた上級グレード「G」の2グレード設定し発売した。

今回の改良では、車両統合制御技術「MiEV OS^{*9} (MiEV Operating System)」の改良などで、ブレーキペダル連動回生ブレーキ (ブレーキペダルを踏み込むと回生ブレーキが強くなる制御) を全車に新たに採用。これによる減速エネルギーの回収量の増加などで、一充電走行距離を従来から約2割拡大させたほか、滑りやすい路面や急なハンドル操作による車両の不安定な動きや、車輪のスリップを防ぎ安定した走行をサポートする「アクティブスタビリティコントロール (ASC)」の標準装備など基本性能を強化し、さらに夜間など比較的電力に余裕のある時間帯での充電に便利な「MiEVリモートシステム」を「G」専用メーカーオプションで設定するなど、商品内容を大幅に充実させた。

なお、『i-MiEV (北米仕様)』が米国において、2011年11月に米国環境保護庁(EPA)の燃費ランキングで1位を獲得し、「最も燃費の良いクルマ」に選ばれたほか、2012年2月に米国エネルギー効率経済協議会(ACEEE)が発表する「最も環境に優しいクルマ」に認定。さらにカナダにおいて、カナダ天然資源省(NRCan)による2012年エコエナジー賞(サブコンパクトカー部門)を受賞した。

*9: 当社が独自に開発した、新世代電気自動車用の統合制御技術の総称

3. 『i-MiEV』に続く新世代電気自動車の第2弾、軽商用電気自動車『MINICAB-MiEV(ミニキャブ・ミーブ)』を発売した。

『MINICAB-MiEV』は、軽商用車『ミニキャブバン』をベースに、『i-MiEV』の開発で得られた技術やノウハウを最大限に生かして開発し、電気自動車ならではの高い環境性能と、商用車として要求される経済性、積載性、走行性能、信頼性を両立した。

主な商品特徴を次に挙げる。

(1) 環境性能

走行中、CO₂を含めた排出ガスを全く発生しない“ゼロエミッション車”であるため、例えば、食料品や生花などの運搬や、ガソリン車等では乗り入れが困難な場所(施設内や環境保護地域など)への輸送に適している。

(2) 経済性

ランニングコストは電気代となるため、一般的に保有期間が長く、累積の走行距離も長くなる商用車の場合、車両価格等を含むトータルでガソリン車よりも有利となる可能性が高いほか、事業所や自宅等で充電できるので、給油に行く手間が不要になるなどの利点もある。

(3) 積載性

大容量の駆動用バッテリーを床下に、モーター、インバーター等を荷室下に搭載する、『i-MiEV』と同様の優れたパッケージングにより、ベース車と同等の荷室スペースと積載量(350kg:2名乗車時)を確保し、商用車に求められる高い実用性を確保した。

(4) 走行性能

発進時から最大トルクを発生する電気モーターの特性を生かし、多くの荷物を積載した状態でも、ストレスのない力強い走りを可能とした。

また、電気自動車ならではの特長として、静粛性が高いため早朝・深夜の使用にも適しているほか、振動が少ないため、デリケートな品の輸送に向いている。さらに、乗り心地も良好で長時間運転の多いプロドライバーの疲労軽減にも繋がるなどのメリットがある。

(5) 信頼性

『i-MiEV』で実績のある主要コンポーネント(駆動用バッテリー、モーター等)を採用するとともに、新世代の電気自動車にふさわしい高度な車両統合制御技術「MiEV OS」を搭載。バッテリー状態の常時モニタリングや、回生ブレーキ機能によるエネルギー回収、滑らかで力強い発進制御などを行うことで、省エネルギーを実現しながら快適で安全・安心な走行を実現した。

4. 新世代電気自動車『i-MiEV』『MINICAB-MiEV』用のディーラーオプションとして、大電力の出力が可能な『MiEV power BOX (ミーブ パワーボックス)』を発売した。

『MiEV power BOX』は、『i-MiEV』『MINICAB-MiEV』の急速充電コネクタに接続して、大容量の駆動用バッテリーに蓄えられた電力の一部を、交流(AC)100Vで最大1500Wまで取り出すことができる装置であり、外出先や非常時における、各種家電製品等への電力供給を主に想定している。駆動用バッテリー16.0kWh仕様車(満充電)に接続して、一般家庭の約1日分の電力消費量を補うことが可能。(使用後の走行を想定し、1/4程度の電池残量を確保。)

5. コンパクトSUV (Sport Utility Vehicle) 『RVR (アールブイアール)』に、新型1.8L MIVECエンジンと、国内SUVで初となるアイドリングストップ機能「オートストップ&ゴー (AS&G)」を「M」「G」グレードに新たに採用し発売した。これにより、JC08モード燃料消費率 (国土交通省審査値) を、従来から1.8km/L向上させて*10、平成22年度燃費基準+25%を達成し、エコカー減税 (75%軽減) に適合した。
また、「アクティブスタビリティコントロール (ASC)」、傾斜を自動的に感知して車両のずり下がりや抑制し、坂道発進をサポートする「ヒルスタートアシスト」を「M」「G」の2WD車に標準装備 (4WD車は従来から標準装備) したほか、走行中にアクセルペダルとブレーキペダルを同時に踏んだ場合、ブレーキを優先するブレーキオーバーライド制御を全車に採用するなど、安全性の向上も図った。
なお、『RVR』の米国仕様『アウトランダースポーツ』が、米国IIHS (道路安全保険協会) の衝突試験において、4つの衝突試験項目 (オフセット前面衝突、後面衝突、側面衝突、ルーフ強度) のすべてで「Good」と評価され、2012年「トップセーフティピック」に認定された。(IIHSの評価は、良い方から “good” “acceptable” “marginal” “poor” の4段階)
*10 : 2WD車 : 15.8km/L、4WD車 : 「M」 15.4km/L、「G」 15.0km/L
6. スポーティセダン『ギャラン フォルティス』と、5ドアハッチバック『ギャラン フォルティス スポーツバック』に、新型MIVECエンジン及び「AS&G」を新たに採用し発売した。これにより、JC08モード燃料消費率 (国土交通省審査値) を、従来から1.8~2.0km/L向上させて*11、平成22年度燃費基準+25%を達成し、エコカー減税 (75%軽減) に適合した。
また、1.8Lエンジン搭載車に、「ヒルスタートアシスト」を新たに標準装備 (「RALLIART」には従来から採用済) したほか、ブレーキオーバーライド制御を全車に採用するなど、安全性の向上も図った。
なお米国では、『ランサー』 (日本名 : 『ギャラン フォルティス』) が、米国IIHSの2012年「トップセーフティピック」に5年連続で認定された。
*11 : 『ギャラン フォルティス』 2WD車 : 15.8km/L、4WD車 : 15.4km/L、
『ギャラン フォルティス スポーツバック』 2WD車 : 15.8km/L、4WD車 : 15.0km/L
7. ミニバン『デリカD:5』に燃費向上などの一部改良を施し発売した。
今回の一部改良は、『デリカD:5』 2WD車に新型2.0L MIVECエンジンと「AS&G」を採用し、燃費を約13%向上 (JC08モード燃料消費率) させて13.6km/Lとした。
8. 上記のほかに、安全・機能装備の充実や、内外装の差異化、燃費向上を図った特別仕様車を一部機種に設定し発売した。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループに関する財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析・検討内容は、原則として連結財務諸表に基づいて分析した内容である。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものである。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成している。この連結財務諸表の作成に当り、連結会計年度末日における資産・負債の計上および偶発資産・負債の開示、ならびに報告期間における収益・費用の計上に影響を与える見積りおよび仮定設定を行っている。これらの見積りは、過去の実績や合理的と考えられる方法に基づき行われているが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は異なる場合がある。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しているが、特に次の重要な会計方針が当社グループの連結財務諸表における重要な判断と見積りに大きな影響を及ぼすと考えている。

①製品保証引当金

当社グループは、製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に将来の保証見込みを加味して計上している。実際の製品不良率または修理コストが見積りと異なる場合、アフターサービス費用の見積額の修正が必要となる可能性がある。

②貸倒引当金

当社グループは、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。経済状況の変化等により顧客の財務状態が悪化し、その支払能力が低下した場合には、追加引当が必要となる可能性がある。米国の金融連結子会社では、保有している販売金融債権をその保有目的に応じて満期保有目的および販売目的に区別している。満期保有目的の販売金融債権については、将来の回収不能見込額を貸倒引当金として計上しており、また、販売目的の販売金融債権は、将来の見込キャッシュ・フローを基礎に時価を算定し、取得原価と時価との差額を貸倒引当金として計上している。従って、将来、回収不能見込額または見込キャッシュ・フローの算定的前提条件が変わった場合等、将来の損益に影響を与えることがある。

③退職給付費用及び債務

従業員退職給付費用および債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出されている。これらの前提条件には、割引率、将来の報酬水準、退職率、直近の統計数値に基づいて算出される死亡率および年金資産の長期収益率などが含まれている。実際の結果が前提条件と異なる場合、または前提条件が変更された場合、その影響は累積され、将来にわたって定期的に認識されるため、一般的には将来期間において認識される費用および計上される債務に影響を及ぼす。

④オペレーティング・リース資産及びバイバック資産の評価

米国の連結子会社は、オペレーティング・リース取引およびバイバック取引を行っている。これらの取引は、契約終了時に顧客が車両を返却した場合、中古車市場でこれを売却している。連結会計年度末日時点における当該資産は、償却原価または中古車市場相場の価額のいずれか低い方で評価しているが、実際に中古車を売却した時点で売却価額が大きく変動した場合、将来の損益に影響を与えることがある。

⑤繰延税金資産の評価

当社グループでは、繰延税金資産について、回収可能性が高いと考えられる金額へ減額するために評価性引当金を控除し、純額を計上している。評価性引当金は、将来の課税所得およびタックスプランニング等を勘案し算定しており、繰延税金資産の全部または一部を将来回収できないと判断した場合、当該判断を行った期間に繰延税金資産の調整額を費用として計上している。また、繰延税金資産の計上金額を上回る繰延税金資産を将来回収できると判断した場合、繰延税金資産への調整により当該判断を行った期間に利益を増加させることとしている。

⑥投資有価証券の評価

当社グループは、価格変動性が高い公開会社の株式と、株価の決定が困難である非公開会社の株式を保有している。当社グループは、投資有価証券の評価を一定期間ごとに見直し、その評価が取得原価または減損後の帳簿価額を一定率以上下回った場合、減損処理を実施している。将来の市況悪化または投資先の業績不振により、現在の帳簿価額に反映されていない損失または帳簿価額の回収不能が発生した場合、減損処理の実施が必要となる可能性がある。

⑦固定資産の減損

当社グループは、固定資産の減損会計の適用に際し、資産を工場単位または事業拠点単位等にグルーピングし、各グループの単位で将来キャッシュ・フローを見積っている。将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回った場合、回収可能価額まで帳簿価額を減額している。将来この回収可能価額が減少した場合、減損損失が発生し、損益に影響を与えることがある。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

当連結会計年度の連結売上高は、1兆8,073億円（前年度比212億円、1%減少）となった。

営業利益は、637億円（同234億円増益）となった。対前年度比の増益要因としては、車種構成の改善及びコスト低減等である。

経常利益は、609億円（同220億円増益）となった。対前年度比の増益要因としては、主に営業利益の増益等である。

当期純利益は、239億円（同83億円増益）となった。対前年度比の増益要因としては、経常利益の増益等である。

(3) 資本の財源及び資金の流動化についての分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況は、営業活動によるキャッシュ・フローが、運転資本の増加等により、1,194億円の収入となった。（前年度は1,038億円の収入）

投資活動によるキャッシュ・フローは、設備投資等により、691億円の支出となった。（前年度は526億円の支出）

財務活動によるキャッシュ・フローは、526億円の支出となった。（前年度は50億円の収入）

また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、3,110億円となった。（前年度末残高は3,165億円）

(4) 今後の方針について

「第2 3. 対処すべき課題」の記載を参照。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループ（当社及び連結子会社）は、新商品・新技術の開発研究設備及び新商品の生産設備ならびに販売設備を中心に総額710億円の投資を実施した。

会社名	セグメント の名称	設備投資の内容	投資金額 (百万円)
当社	自動車	乗用車生産設備 他	18,569
		乗用車開発研究設備 他	2,011
		自動車販売拠点設備 他	511
		その他	3,512
	計		24,605
自動車及び部品販売会社（6社）	自動車	自動車及び部品販売拠点設備	5,407
その他国内子会社（5社）	自動車	自動車及び部品生産設備、自動車及び部品設計・試験設備、自動車輸送保管設備 他	1,413
三菱シ・モーターズ・ノース・アメリカ・インク 他5社	自動車	自動車販売拠点設備 他	3,322
三菱シ・モーターズ・ヨーロッパ・ビー・ブイ 他3社	自動車	自動車販売拠点設備 他	294
三菱シ・モーターズ・オーストラリア・リミテッド 他3社	自動車	自動車販売拠点設備 他	346
三菱シ・モーターズ（タイランド）・カンパニー・リミテッド 他1社	自動車	自動車販売拠点設備及び自動車生産設備 他	34,907
その他在外子会社（12社）	自動車	自動車販売拠点設備及び乗用車生産設備 他	720
合 計			71,014

- (注) 1. 上記金額は消費税等を含まない。
 2. なお、上記投資金額のほか、金融事業（三菱シ・モーターズ・クレジット・オブ・アメリカ・インク他14社）等のオペレーティングリース車両投資として8,715百万円を実施した。
 3. 投資金額には、無形固定資産、長期前払費用を含む。

2【主要な設備の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社）における主要な設備は、次のとおりである。

(1) 提出会社

区分	事業所名(所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)	
				建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地		その他		合計
						面積 (千㎡)	金額			
生産 設備	名古屋製作所 (愛知県岡崎市 他)	自動車	乗用車生産 設備	9,296	16,174	(2) [15] 458	416	37,220	63,107	2,516
	パワートレイン製作所 (京都市右京区 他)	自動車	自動車用エ ンジン生産 設備	6,777	25,229	(10) [37] 415	6,094	2,495	40,597	1,781
	水島製作所 (岡山県倉敷市)	自動車	乗用車生産 設備	8,440	20,564	(63) [13] 834	2,606	5,658	37,270	4,325
その 他の 設備	技術センター (愛知県岡崎市、 京都市右京区 他) (注) 4	自動車	乗用車開発 研究設備	9,180	5,667	(1) [0] 10,612	11,085	1,987	27,920	2,542
	部品センター (大阪府高槻市、 愛知県海部郡 他)	自動車	部品の供給 管理設備	3,345	403	(257) [9] 14	1,067	73	4,889	47
	モータープール (名古屋市港区、 岡山県倉敷市 他)	自動車	車両の保管 設備	895	22	(297) [23] 284	4,918	3	5,839	—
	厚生施設 (愛知県岡崎市 他)	自動車	社員寮、社 宅 他	2,956	30	(261) [3] 110	4,254	836	8,077	—
	販売会社拠点 (大阪府寝屋川市、 名古屋市熱田区 他)	自動車	乗用車販売 会社拠点	2,283	0	(50) [155] 109	8,225	5	10,515	—
	その他 (川崎市高津区 他)	自動車	社員研修施 設 他	2,096	261	(81) [20] 97	11,315	1,571	15,244	1,509

(注) 1. () 内の数字は、貸借中の土地面積で外数表示している。

2. [] 内の数字は、賃貸中の土地面積で内数表示している。(転貸中のものも含む。)

3. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品及び建設仮勘定である。なお、金額には消費税等を含まない。

4. 技術センターのうち、京都市右京区の土地の面積及び金額は、パワートレイン製作所の中を含めている。

(2) 国内子会社

会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地		その他	合計	
					面積 (千㎡)	金額			
関東三菱自動車販売株式会社 他 販売会社 5社 (東京都目黒区 他)	自動車	自動車及び部品 販売拠点設備	12,677	4,680	(556) [27] 475	22,055	729	40,143	5,811
パジェロ製造株式会社 (岐阜県加茂郡)	自動車	自動車及び部品 生産設備 他	3,003	2,608	(60) 162	1,986	247	7,846	819
三菱自動車エンジニア リング株式会社 (愛知県岡崎市)	自動車	自動車及び部品 の設計・試験設 備 他	182	2	(3) 3	527	40	752	1,268
三菱自動車ロジテクノ 株式会社 (神奈川県川崎市)	自動車	自動車輸送保管 設備 他	349	47	(1) 56	1,733	24	2,156	358
その他国内子会社 2社 (岡山県倉敷市 他)	自動車	部品生産・開発 研究 他	1,840	1,463	(10) 97	1,175	2,695	7,175	731

(注) 1. () 内の数字は、賃借中の土地面積で外数表示している。

2. [] 内の数字は、賃貸中の土地面積で内数表示している。(転貸中のものも含む。)

3. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品及び建設仮勘定である。なお、金額には消費税等を含まない。

(3) 在外子会社

会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地		その他	合計	
					面積 (千㎡)	金額			
三菱シ・モーターズ・ ノース・アメリカ・ インク (米国) 他5社	自動車	自動車販売拠点 設備 他	4,390	5,005	(222) [85] 3,269	2,706	3,991	16,093	1,764
三菱シ・モーターズ・ クレジット・オブ・ アメリカ・インク (米国) 他14社	金融	リース車両資産 他	—	16,961	—	—	—	16,961	60
三菱シ・モーターズ・ ヨーロッパ・ビー・ブイ (オランダ) 他3社	自動車	自動車販売拠点 設備 他	660	246	109	582	295	1,784	411
三菱シ・モーターズ・ オーストラリア・ リミテッド (オーストラリア) 他3社	自動車	自動車販売拠点 設備 他	795	333	—	—	23	1,151	225
三菱シ・モーターズ (タイランド)・ カンパニー・リミテッド (タイ) 他1社	自動車	自動車販売拠点 設備 他	7,808	13,154	(1,067) 99	1,216	30,729	52,908	3,788
その他在外子会社12社	自動車	自動車販売拠点 設備及び乗用車 生産設備 他	2,632	833	(114) [31] 1,751	4,180	347	7,992	2,822

- (注) 1. () 内の数字は、賃借中の土地面積で外数表示している。
2. [] 内の数字は、賃貸中の土地面積で内数表示している。(転貸中のものも含む。)
3. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品及び建設仮勘定である。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループ（当社及び連結子会社）の設備投資は、原則的に連結会社が個別に策定しているが、グループ全体で重複あるいは過剰な投資とならないよう当社を中心に調整を図っている。

当社グループの設備投資の主要なものは、自動車事業における自動車及び自動車部品生産設備の新設・改修であり、翌連結会計年度（平成24年度）1年間の設備投資計画（新設・改修）は、1,090億円である。自動車事業の当社及び連結子会社別の設備投資計画の内訳は下表のとおりである。

（注）上記金額は、平成24年3月末計画金額で、消費税等を含まない。

会社名	セグメント の名称	設備の内容	計画金額 (百万円)	資金調達方法
当社	自動車	乗用車生産設備 他	41,730	自己資金及び借入金
		乗用車開発研究設備 他	3,390	
		自動車販売拠点設備 他	1,450	
		その他	9,740	
	計	56,310		
自動車及び部品販売会社（6社）	自動車	自動車及び部品販売拠点設備	5,020	自己資金及び借入金
その他国内子会社（5社）	自動車	自動車及び部品生産設備、 自動車 及び部品設計・試験設備、 自動車 輸送保管設備 他	3,860	自己資金及び借入金
三菱・モーターズ・ノース・アメリカ・ インク 他20社	自動車 金融	自動車販売拠点設備 他	7,790	自己資金及び借入金
三菱・モーターズ・ヨーロッパ・ビー・ ブイ 他3社	自動車	自動車販売拠点設備 他	120	自己資金及び借入金
三菱・モーターズ・オーストラリア・ リミテッド 他3社	自動車	自動車販売拠点設備 他	510	自己資金及び借入金
三菱・モーターズ（タイランド）・ カンパニー・リミテッド 他1社	自動車	自動車販売拠点設備及び 自動車生産設備 他	28,260	自己資金及び借入金
その他在外子会社（12社）	自動車	自動車販売拠点設備及び 乗用車生産設備 他	7,130	自己資金及び借入金
合 計			109,000	

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	9,958,285,000
A種優先株式	438,000
B種優先株式	374,000
C種優先株式	500,000
D種優先株式	500,000
E種優先株式	500,000
F種優先株式	500,000
G種優先株式	500,000
計	9,961,597,000

(注) 「発行可能株式総数」欄には、平成24年3月31日現在の当社定款に記載されている株式の総数を記載している。

②【発行済株式】

種類	事業年度末 現在発行数(株) (平成24年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年6月26日) (注)1	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,537,956,840	5,537,956,840	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 1,000株 権利内容に何ら限定の ない当社における標準 となる株式
第1回 A種優先株式 (注)2	73,000	73,000	—	単元株式数 1株 (注)3,~5,12, 13,14
第2回 A種優先株式 (注)2	25,000	25,000	—	単元株式数 1株 (注)3,4,6,12, 13,14
第3回 A種優先株式 (注)2	1,000	1,000	—	単元株式数 1株 (注)3,4,7,12, 13,14
第1回 G種優先株式 (注)2	130,000	130,000	—	単元株式数 1株 (注)3,4,8,12, 13,14
第2回 G種優先株式 (注)2	168,393	168,393	—	単元株式数 1株 (注)3,4,9,12, 13,14
第3回 G種優先株式 (注)2	10,200	10,200	—	単元株式数 1株 (注)3,4,10,12, 13,14
第4回 G種優先株式 (注)2	30,000	30,000	—	単元株式数 1株 (注)3,4,11,12, 13,14
計	5,538,394,433	5,538,394,433	—	—

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの優先株式の普通株式への転換による増減は含まれていない。

2. 第1～3回A種優先株式、第1～4回G種優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

3. 第1～3回A種優先株式、第1～4回G種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりである。

(1) 普通株式の株価の下落により取得価額(転換価額)が下方に修正された場合、取得請求権(転換請求権)の行使により交付される普通株式数が増加する。なお、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、取得価額(転換価額)、下限取得価額(下限転換価額)及び上限取得価額(上限転換価額)について所定の調整が行われることがある。

(2) 取得価額(転換価額)の修正の基準及び頻度

①修正の基準

転換請求可能日に先立つ20取引日(売買高加重平均価格のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値

②修正の頻度(該当日が営業日でない場合には翌営業日)

第1回A種優先株式：平成17年10月1日から平成26年6月10日までの毎月10日

第2回A種優先株式：平成17年10月1日から平成26年6月10日までの毎月10日

第3回A種優先株式：平成17年10月1日から平成26年6月10日までの毎月10日

第1回G種優先株式：平成17年10月1日以降のうち、毎月10日

第2回G種優先株式：平成17年10月1日以降のうち、毎月10日

第3回G種優先株式：平成17年10月1日以降のうち、毎月10日

第4回G種優先株式：平成19年10月1日以降のうち、毎月10日

(3) 取得価額（転換価額）の下限及び取得請求権（転換請求権）の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

①取得価額（転換価額）の下限

第1回A種優先株式：54円

第2回A種優先株式：54円

第3回A種優先株式：44円

第1回G種優先株式：52円

第2回G種優先株式：71円

第3回G種優先株式：69円

第4回G種優先株式：77円

②取得請求権（転換請求権）の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

第1回A種優先株式：1,351,851,851株

（平成24年5月31日現在における第1回A種優先株式の発行済株式総数73,000株に基づき算定。

同日の普通株式の発行済み株式総数の24.41%）

第2回A種優先株式：462,962,962株

（平成24年5月31日現在における第2回A種優先株式の発行済株式総数25,000株に基づき算定。

同日の普通株式の発行済み株式総数の8.35%）

第3回A種優先株式：22,727,272株

（平成24年5月31日現在における第3回A種優先株式の発行済株式総数1,000株に基づき算定。

同日の普通株式の発行済み株式総数の0.41%）

第1回G種優先株式：2,500,000,000株

（平成24年5月31日現在における第1回G種優先株式の発行済株式総数130,000株に基づき算定。

同日の普通株式の発行済み株式総数の45.14%）

第2回G種優先株式：2,371,732,394株

（平成24年5月31日現在における第2回G種優先株式の発行済株式総数168,393株に基づき算定。

同日の普通株式の発行済み株式総数の42.82%）

第3回G種優先株式：147,826,086株

（平成24年5月31日現在における第3回G種優先株式の発行済株式総数10,200株に基づき算定。

同日の普通株式の発行済み株式総数の2.66%）

第4回G種優先株式：389,610,389株

（平成24年5月31日現在における第4回G種優先株式の発行済株式総数30,000株に基づき算定。

同日の普通株式の発行済み株式総数の7.03%）

(4) 当社の決定による第1～3回A種優先株式及び第1～4回G種優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項

第1～3回A種優先株式については、当該優先株式の全部の取得を可能とする強制転換条項がある。

第1～4回G種優先株式については、当該優先株式の全部の取得を可能とする強制転換条項はない。

4. 第1～3回A種優先株式、第1～4回G種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりである。

(1) 権利の行使に関する事項について所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはない。

(2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはない。

5. 第1回A種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)12(1)に定める支払順位に従い、第1回A種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第1回A種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第1回A種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第1回A種優先配当金の額は50,000円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第1回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対しては、第1回A種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)12(2)に定める支払順位に従い、第1回A種優先株式1株につき、第1回A種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第1回A種優先中間配当金が支払われた場合においては、第1回A種優先配当金の支払いは、当該第1回A種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)12(3)に定める支払順位に従い、第1回A種優先株式1株につき金100万円を支払う。第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第1回A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第1回A種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第1回A種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、当社に対し、第1回A種優先株主が有する第1回A種優先株式を取得し、これと引換えに当社の普通株式を交付すること(以下、当社がある種類の株式を取得し、それと引換えに当社の他の種類の株式を交付することを「転換」という。)を請求することができる。但し、下記①に定める各転換請求可能日において、剰余授權株式数(第1回A種優先株式発行要項に定義される。)が請求対象普通株式総数(第1回A種優先株式発行要項に定義される。)を下回る場合には、(I)各第1回A種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第1回A種優先株式の数に、(II)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)の第1回A種優先株式についてのみ、当該第1回A種優先株主の請求に基づくその有する第1回A種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第1回A種優先株式以外の転換請求にかかる第1回A種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

① 転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日から平成26年6月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までのうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

② 転換の条件

第1回A種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、116円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降平成26年6月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までの各転換請求可能日において、第1回A種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、平成16年8月28日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}} - \text{自己株式数}}{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

但し、普通株式の株式併合をすることは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第1回A種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第1回A種優先株主が転換請求のために提出した第1回A種優先株式の払込金額相当額の総額}}{\text{転換価額}}$$

(7) 強制転換条項

上記(6)①の転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第1回A種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「第1回A種優先株式転換基準日」という。）以降の日で取締役会で定める日をもって、第1回A種優先株式1株の払込金額相当額を第1回A種優先株式転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で、除して得られる数の普通株式となる。

6. 第2回A種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)12(1)に定める支払順位に従い、第2回A種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第2回A種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第2回A種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第2回A種優先配当金の額は50,000円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第2回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対しては、第2回A種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)12(2)に定める支払順位に従い、第2回A種優先株式1株につき、第2回A種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第2回A種優先中間配当金が支払われた場合においては、第2回A種優先配当金の支払いは、当該第2回A種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)12(3)に定める支払順位に従い、第2回A種優先株式1株につき金100万円を支払う。第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第2回A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は、同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第2回A種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第2回A種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第2回A種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

① 転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日から平成26年6月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までのうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

② 転換の条件

第2回A種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、116円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降平成26年6月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までの各転換請求可能日において、第2回A種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（但し、下限を30円とする。）（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、平成16年8月28日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額} + \text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}}{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第2回A種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第2回A種優先株主が転換請求のために提出した第2回A種優先株式の払込金額相当額の総額}}{\text{転換価額}}$$

(7) 強制転換条項

上記(6)①の転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第2回A種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「第2回A種優先株式転換基準日」という。）以降の日で取締役会で定める日をもって、第2回A種優先株式1株の払込金額相当額を第2回A種優先株式転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で、除して得られる数の普通株式となる。

7. 第3回A種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)12(1)に定める支払順位に従い、第3回A種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第3回A種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第3回A種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第3回A種優先配当金の額は50,000円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第3回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対しては、第3回A種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)12(2)に定める支払順位に従い、第3回A種優先株式1株につき、第3回A種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第3回A種優先中間配当金が支払われた場合においては、第3回A種優先配当金の支払いは、当該第3回A種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)12(3)に定める支払順位に従い、第3回A種優先株式1株につき金100万円を支払う。第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第3回A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第3回A種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第3回A種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第3回A種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

① 転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日から平成26年6月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までのうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

② 転換の条件

第3回A種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、96円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降平成26年6月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までの各転換請求可能日において、第3回A種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（但し、下限30円とする。）（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、当初転換価額が決定された日の翌日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

1株当たりの時価

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第3回A種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第3回A種優先株主が転換請求のために提出した第3回A種優先株式の払込金額相当額の総額}}{\text{転換価額}}$$

(7) 強制転換条項

上記(6)①の転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第3回A種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「第3回A種優先株式転換基準日」という。）以降の日で取締役会で定める日をもって、第3回A種優先株式1株の払込金額相当額を第3回A種優先株式転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で、除して得られる数の普通株式となる。

8. 第1回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)12(1)に定める支払順位に従い、第1回G種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第1回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第1回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第1回G種優先配当金の額は50,000円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第1回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対しては、第1回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録した第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)12(2)の定める支払順位に従い、第1回G種優先株式1株につき、第1回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第1回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第1回G種優先配当金の支払いは、当該第1回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)12(3)に定める支払順位に従い、第1回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第1回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第1回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第1回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第1回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記①に定める各転換請求可能日において、剰余授權株式数(第1回G種優先株式発行要項に定義される。)が請求対象普通株式総数(第1回G種優先株式発行要項に定義される。)を下回る場合には、(I)各第1回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第1回G種優先株式の数に、(II)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)の第1回G種優先株式についてのみ、当該第1回G種優先株主の請求に基づくその有する第1回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第1回G種優先株式以外の転換請求にかかる第1回G種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

① 転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日以降のうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

② 転換の条件

第1回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、113円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降の各転換請求可能日において、第1回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成16年9月1日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第1回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第1回G種優先株主が転換請求のために提出した第1回G種優先株式の払込金額相当額の総額}}{\text{転換価額}}$$

9. 第2回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)12(1)に定める支払順位に従い、第2回G種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第2回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第2回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第2回G種優先配当金の額は50,000円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第2回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対しては、第2回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録した第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)12(2)の定める支払順位に従い、第2回G種優先株式1株につき、第2回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第2回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第2回G種優先配当金の支払いは、当該第2回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)12(3)に定める支払順位に従い、第2回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第2回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第2回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第2回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第2回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記①に定める各転換請求可能日において、剰余授權株式数(第2回G種優先株式発行要項に定義される。)が請求対象普通株式総数(第2回G種優先株式発行要項に定義される。)を下回る場合には、(I)各第2回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第2回G種優先株式の数に、(II)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)の第2回G種優先株式についてのみ、当該第2回G種優先株主の請求に基づくその有する第2回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第2回G種優先株式以外の転換請求にかかる第2回G種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

① 転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日以降のうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

② 転換の条件

第2回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、143円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降の各転換請求可能日において、第2回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成17年3月11日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{(既発行普通株式数} - \text{自己株式数)} + \text{新規発行普通株式数}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第2回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第2回G種優先株主が転換請求のために提出した第2回G種優先株式の払込金額相当額の総額}}{\text{転換価額}}$$

10. 第3回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)12(1)に定める支払順位に従い、第3回G種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第3回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第3回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第3回G種優先配当金の額は50,000円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第3回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対しては、第3回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)12(2)の定める支払順位に従い、第3回G種優先株式1株につき、第3回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第3回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第3回G種優先配当金の支払いは、当該第3回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)12(3)に定める支払順位に従い、第3回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第3回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第3回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第3回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第3回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記①に定める各転換請求可能日において、剰余授權株式数(第3回G種優先株式発行要項に定義される。)が請求対象普通株式総数(第3回G種優先株式発行要項に定義される。)を下回る場合には、(I)各第3回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第3回G種優先株式の数に、(II)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)の第3回G種優先株式についてのみ、当該第3回G種優先株主の請求に基づくその有する第3回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第3回G種優先株式以外の転換請求にかかる第3回G種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

① 転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日以降のうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

② 転換の条件

第3回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、139円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降の各転換請求可能日において、第3回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成17年3月23日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\begin{array}{c} \text{新規発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{(既発行普通株式数} \\ \text{- 自己株式数)} \end{array} + \begin{array}{c} \text{新規発行普通株式数} \end{array}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第3回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\begin{array}{c} \text{第3回G種優先株主が転換請求のために提出した} \\ \text{第3回G種優先株式の払込金額相当額の総額} \end{array}}{\text{転換価額}}$$

11. 第4回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)12(1)に定める支払順位に従い、第4回G種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第4回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第4回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第4回G種優先配当金の額は50,000円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第4回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対しては、第4回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)12(2)の定める支払順位に従い、第4回G種優先株式1株につき、第4回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第4回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第4回G種優先配当金の支払いは、当該第4回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)12(3)に定める支払順位に従い、第4回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第4回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第4回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第4回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第4回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記①に定める各転換請求可能日において、剰余授權株式数(第4回G種優先株式発行要項に定義される。)が請求対象普通株式総数(第4回G種優先株式発行要項に定義される。)を下回る場合には、(I)各第4回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第4回G種優先株式の数に、(II)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)の第4回G種優先株式についてのみ、当該第4回G種優先株主の請求に基づくその有する第4回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第4回G種優先株式以外の転換請求にかかる第4回G種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

① 転換を請求し得べき期間

平成19年10月1日以降のうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

② 転換の条件

第4回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、258円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成19年10月1日以降の各転換請求可能日において、第4回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の30%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成18年1月31日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第4回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第4回G種優先株主が転換請求のために提出した第4回G種優先株式の発行価格の総額}}{\text{転換価額}}$$

12. 優先順位

(1) 優先配当金の優先順位

A種優先配当金、B種優先配当金、D種優先配当金、E種優先配当金、F種優先配当金及びG種優先配当金の支払順位は、B種優先配当金及びF種優先配当金を第1順位（それらの間では同順位）とし、A種優先配当金、D種優先配当金、E種優先配当金及びG種優先配当金を第2順位（それらの間では同順位）とする。

(2) 優先中間配当金の優先順位

A種優先中間配当金、B種優先中間配当金、D種優先中間配当金、E種優先中間配当金、F種優先中間配当金及びG種優先中間配当金の支払順位は、B種優先中間配当金及びF種優先中間配当金を第1順位（それらの間では同順位）とし、A種優先中間配当金、D種優先中間配当金、E種優先中間配当金及びG種優先中間配当金を第2順位（それらの間では同順位）とする。

(3) 残余財産の分配の優先順位

A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、B種優先株式、C種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式にかかる残余財産の分配の支払いを第1順位（それらの間では同順位）とし、A種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式にかかる残余財産の分配の支払いを第2順位（それらの間では同順位）とする。

13. 当社は、普通株式のほかに各種優先株式を発行しているが、単元株式数については、普通株式と各種優先株式の発行価額の差異等を勘案して、普通株式は1,000株、各種優先株式は1株としている。

また、議決権については、普通株式は議決権を有するが、各種優先株式は、その株主等が、剰余金の配当・残余財産の分配において普通株式の株主等に比し優先的な取扱いを受けることが予定されていること等を勘案して、法令に定める場合を除き、議決権を有しないこととしている。

14. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はない。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はない。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本 準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
自平成19年4月1日 至平成20年3月31日 普通株式 (注) 1.	普通株式 46,381,296 第2回A種優先株式 △5,000	普通株式 5,537,897,840 第1回A種優先株式 73,000 第2回A種優先株式 25,000 第3回A種優先株式 1,000 第1回G種優先株式 130,000 第2回G種優先株式 168,393 第3回G種優先株式 10,200 第4回G種優先株式 30,000	7,395	657,349,927	7,310	433,196,985
自平成20年4月1日 至平成21年3月31日 普通株式 (注) 2.	普通株式 1,000	普通株式 5,537,898,840 第1回A種優先株式 73,000 第2回A種優先株式 25,000 第3回A種優先株式 1,000 第1回G種優先株式 130,000 第2回G種優先株式 168,393 第3回G種優先株式 10,200 第4回G種優先株式 30,000	87	657,350,014	86	433,197,072
自平成21年4月1日 至平成22年3月31日 普通株式 (注) 3.	普通株式 58,000	普通株式 5,537,956,840 第1回A種優先株式 73,000 第2回A種優先株式 25,000 第3回A種優先株式 1,000 第1回G種優先株式 130,000 第2回G種優先株式 168,393 第3回G種優先株式 10,200 第4回G種優先株式 30,000	5,046	657,355,060	4,988	433,202,060

- (注) 1. 平成19年11月12日、第2回A種優先株式に係る取得請求権の行使に伴い普通株式が46,296,296株増加した。さらに、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新株予約権の行使により普通株式が85,000株増加し、また資本金が7,395千円増加し、資本金残高は657,349,927千円に、資本準備金は7,310千円増加し、資本準備金残高は433,196,985千円となった。
- 平成20年3月27日、第2回A種優先株式の取得請求権の行使に伴い自己所有となった第2回A種優先株式5,000株を消却した。
2. 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に新株予約権の行使により資本金が87千円増加し、資本金残高は657,350,014千円に、資本準備金は86千円増加し、資本準備金残高は433,197,072千円となった。
3. 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新株予約権の行使により資本金が5,046千円増加し、資本金残高は657,355,060千円に、資本準備金は4,988千円増加し、資本準備金残高は433,202,060千円となった。

(6) 【所有者別状況】

① 普通株式

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	0	56	75	2,346	371	172	366,846	369,866	—
所有株式数（単元）	0	759,419	44,484	1,781,385	471,017	910	2,480,157	5,537,372	584,840
所有株式数の割合（%）	0.00	13.71	0.80	32.17	8.51	0.02	44.79	100	—

（注）上記「その他の法人」の中には証券保管振替機構名義の株式が69単元含まれており、また株主名簿上の自己株式94,665株は、「個人その他」に94単元及び「単元未満株式の状況」に665株含まれている。なお、上記自己株式はすべて実質保有株式である。

② 第1回A種優先株式

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	0	2	0	2	0	0	0	4	—
所有株式数（単元）	0	43,000	0	30,000	0	0	0	73,000	0
所有株式数の割合（%）	0.00	58.90	0.00	41.10	0.00	0.00	0.00	100	—

③ 第2回A種優先株式

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	0	2	0	5	0	0	0	7	—
所有株式数（単元）	0	17,000	0	8,000	0	0	0	25,000	0
所有株式数の割合（%）	0.00	68.00	0.00	32.00	0.00	0.00	0.00	100	—

④ 第3回A種優先株式

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	0	0	0	1	0	0	0	1	—
所有株式数（単元）	0	0	0	1,000	0	0	0	1,000	0
所有株式数の割合（%）	0.00	0.00	0.00	100.00	0.00	0.00	0.00	100	—

⑤ 第1回G種優先株式

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1株）							計	単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数（人）	0	2	0	0	0	0	0	2	—
所有株式数（単元）	0	130,000	0	0	0	0	0	130,000	0
所有株式数の割合（%）	0.00	100.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100	—

⑥ 第2回G種優先株式

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1株）							計	単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数（人）	0	1	0	2	0	0	0	3	—
所有株式数（単元）	0	137,264	0	31,129	0	0	0	168,393	0
所有株式数の割合（%）	0.00	81.51	0.00	18.49	0.00	0.00	0.00	100	—

⑦ 第3回G種優先株式

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1株）							計	単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数（人）	0	1	0	0	0	0	0	1	—
所有株式数（単元）	0	10,200	0	0	0	0	0	10,200	0
所有株式数の割合（%）	0.00	100.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100	—

⑧ 第4回G種優先株式

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1株）							計	単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数（人）	0	0	0	1	0	0	0	1	—
所有株式数（単元）	0	0	0	30,000	0	0	0	30,000	0
所有株式数の割合（%）	0.00	0.00	0.00	100.00	0.00	0.00	0.00	100	—

(7) 【大株主の状況】

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
三菱重工業株式会社	東京都港区港南2丁目16-5	839,966	15.16
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目3-1	774,835	13.99
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	269,024	4.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	100,860	1.82
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	57,534	1.03
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS (常任代理人:香港上海銀行東京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	46,131	0.83
エムエルピーエフエス カストディー アアカウント (常任代理人:メリルリンチ日本証券株 式会社)	SOUTH TOWER WORLD FINANCIAL CENTER NEW YORK N.Y. USA (東京都中央区日本橋1丁目4番1号 日本橋一丁目ビルディング)	38,699	0.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口1)	東京都中央区晴海一丁目8-11	34,830	0.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口6)	東京都中央区晴海一丁目8-11	33,632	0.60
ステート ストリート バンク ウェス ト クライアント トリーティ (常任代理人:株式会社みずほコーポレ ート銀行決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	32,408	0.58
計	—	2,227,921	40.22

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりです。

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権 個数（個）	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合（％）
三菱重工業株式会社	東京都港区港南2丁目16-5	839,942	15.16
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目3-1	774,768	13.99
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	268,763	4.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8-11	100,860	1.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2丁目11番3号	57,534	1.03
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS （常任代理人：香港上海銀行東京支店）	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA （東京都中央区日本橋3丁目11-1）	46,131	0.83
エムエルピーエフエス カストディーアアカウント （常任代理人：メリルリンチ日本証券株式会社）	SOUTH TOWER WORLD FINANCIAL CENTER NEW YORK N.Y. USA （東京都中央区日本橋1丁目4番1号 日本橋一丁目ビルディング）	38,699	0.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	東京都中央区晴海一丁目8-11	34,830	0.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口6）	東京都中央区晴海一丁目8-11	33,632	0.60
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティ （常任代理人：株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部）	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. （東京都中央区月島4丁目16-13）	32,408	0.58
計	—	2,227,567	40.22

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	第1回A種優先株式 73,000 第2回A種優先株式 25,000 第3回A種優先株式 1,000 第1回G種優先株式 130,000 第2回G種優先株式 168,393 第3回G種優先株式 10,200 第4回G種優先株式 30,000	—	(注) 1.
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 94,000	—	単元株式数 1,000株 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 5,537,278,000 (注) 2.	5,537,278	同上
単元未満株式	普通株式 584,840 (注) 3.	—	同上
発行済株式総数	5,538,394,433	—	—
総株主の議決権	—	5,537,278	—

(注) 1. (1) 株式の総数等 ②発行済株式 (注) 2. ~ (注) 14. を参照。

2. 「完全議決権株式 (その他)」の欄には証券保管振替機構名義の株式69,000株 (議決権の数69個) が含まれている。

3. 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式665株が含まれている。

② 【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
三菱自動車工業株式会社	東京都港区芝五丁目 33番8号	94,000	—	94,000	0.00
計	—	94,000	—	94,000	0.00

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はない。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号及び会社法155条第13項の規定に基づく普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はない。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はない。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (千円)
当事業年度における取得自己株式	3,523	348
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式数には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれていない。

会社法第155条第13号による普通株式の取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (千円)
当事業年度における取得自己株式	—	—
当期間における取得自己株式	2,100,000	201,600

(注) 当社と当社の子会社の吸収合併に関する会社法第797条第1項に基づく買取請求によるものである、

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

変動があったのは普通株式のみ。

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	—	—	—	—
保有自己株式数	94,665	—	2,194,665	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれていない。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして考えている。自動車業界においては、世界市場での販売競争の熾烈化や環境対応の一層の推進など、企業が存続、発展するための資金需要も大きいため、キャッシュ・フローと業績を総合的に考慮し、株主の皆様へ成果の配分を安定的に維持することを基本方針としている。

また、毎事業年度における配当回数については、中間配当と期末配当の年2回の配当を行うことを基本方針としている。これらの配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会である。なお、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めている。

然しながら、当期の財務状況により、当期の普通株式及び優先株式の配当については無配とさせていただいた。今後は、早急に株主の皆様への期待に応えられるよう、中期経営計画「ジャンプ2013」で掲げた課題への取組みを推進することで、体質の強化・転換、財務体質の強化に向け努力していく所存である。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高(円)	239	212	191	134	107
最低(円)	155	101	110	82	88

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年10月	平成23年11月	平成23年12月	平成24年1月	平成24年2月	平成24年3月
最高(円)	107	104	96	97	101	98
最低(円)	99	88	89	89	92	92

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

5 【役員 の 状 況】

役 名	職 名	氏 名	生 年 月 日	略 歴	任期	所有株式数 (千株)
(代表取締役) 取締役会長		西 岡 喬	昭和11年5月3日生	昭和34年4月 新三菱重工業株式会社入社 平成4年6月 三菱重工業株式会社取締役 平成7年6月 同社常務取締役 平成10年6月 同社取締役副社長 平成11年6月 同社取締役社長 平成12年6月 当社取締役兼務 平成15年6月 三菱重工業株式会社取締役会長 平成17年1月 当社取締役会長兼務 (現任) 平成20年4月 三菱重工業株式会社取締役相談役 平成20年6月 同社相談役 (現任) < 主要な兼職 > 三菱重工業株式会社相談役 日本郵政株式会社取締役会長	(注) 3	普通株式 102
(代表取締役) 取締役社長		益 子 修	昭和24年2月19日生	昭和47年4月 三菱商事株式会社入社 平成15年4月 同社執行役員、自動車事業本部長 平成16年6月 当社常務取締役 海外事業統括部門担当 平成17年1月 当社取締役社長 企業倫理担当役員 平成19年10月 当社取締役社長 (現任)	(注) 3	普通株式 84
(代表取締役) 取締役副社長	経営企画・財務統 括部門長	市 川 秀	昭和21年12月8日生	昭和45年4月 株式会社三菱銀行入行 平成9年1月 株式会社東京三菱銀行営業審査部長 平成11年6月 株式会社整理回収機構専務取締役 平成13年6月 千代田化工建設株式会社専務取締役 平成16年6月 当社常務取締役 財務統括部門担当 平成19年10月 当社常務取締役 企業倫理担当役員 財務統括部門担当 平成20年4月 当社常務取締役 企業倫理担当役員 CSR・管理・財務統括部門担当 平成22年4月 当社取締役副社長 企業倫理担当役員 CSR・管理・財務統括部門長 平成22年5月 当社取締役副社長 (経営計画担当) 経営企画・財務統括部門長 (現任)	(注) 3	普通株式 59
(代表取締役) 取締役副社長	第一海外営業統括 部門長 第二海外営業担当 グローバル・アフ ターセールス担当	春 成 敬	昭和23年6月18日生	昭和48年4月 三菱商事株式会社入社 平成11年10月 同社自動車事業本部自動車第二部長 平成12年7月 当社国際協業推進チームプロジェクトリ ーダー 平成17年6月 当社常務取締役 海外事業統括部門担当 平成18年1月 当社常務取締役 ミツビシ・モーターズ・ノース・アメリ カ・インク社長 兼 チーフ エグゼクテ ィブ オフィサー 平成21年1月 当社常務取締役 第一海外営業統括部門担当 平成21年5月 当社常務取締役 第一海外営業統括部門担当、欧州・中東 ア本部長 平成22年4月 当社常務取締役 第一海外営業統括部門長 兼 海外業務 管理本部長 第二海外営業担当 平成23年4月 当社取締役副社長 (海外事業担当) 第一海外営業統括部門長 兼 海外業務 管理本部長 第二海外営業担当、グローバル・アフ ターセールス担当 平成24年1月 当社取締役副社長 (海外事業担当) 第一海外営業統括部門長 第二海外営業担当、グローバル・アフ ターセールス担当 (現任)	(注) 3	普通株式 56

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
(代表取締役) 取締役副社長	商品戦略・事業化 統括部門長 購買担当	上杉雅勇	昭和27年1月21日生	昭和52年10月 当社入社 平成21年6月 当社取締役 商品戦略・開発統括部門担当 平成22年4月 当社常務取締役 商品戦略・開発統括部門長 平成22年5月 当社常務取締役 商品戦略・事業化統括部門長 開発担当 平成23年4月 当社取締役副社長（コスト改革担当） 商品戦略・事業化統括部門長 兼 商品戦略本部長 平成23年6月 当社取締役副社長（コスト改革担当） 商品戦略・事業化統括部門長 平成24年4月 当社取締役副社長（コスト改革担当） 商品戦略・事業化統括部門長 購買担当（現任）	(注) 3	普通株式 64
常務取締役	生産統括部門長	相川哲郎	昭和29年4月17日生	昭和53年4月 当社入社 平成17年6月 当社常務取締役 商品開発統括部門担当 平成20年4月 当社常務取締役 商品戦略・開発統括部門担当 平成21年4月 当社常務取締役 国内営業統括部門担当 平成22年4月 当社常務取締役 国内営業統括部門長 平成23年4月 当社常務取締役 生産統括部門長 兼 生産管理本部長 平成23年7月 当社常務取締役 生産統括部門長（現任）	(注) 3	普通株式 65
常務取締役	企業倫理担当役員 CSR・管理・経理統 括部門長	青砥修一	昭和24年2月18日生	昭和47年4月 三菱重工業株式会社入社 平成13年6月 同社経理部主幹部員 平成16年6月 当社常務執行役員 経理担当 平成20年6月 当社取締役 経営企画・経理統括部門担当、経理本部長 平成21年4月 当社取締役 経営企画・経理統括部門担当 平成22年4月 当社常務取締役 経営企画・経理統括部門長 平成22年5月 当社常務取締役 企業倫理担当役員 CSR・管理・経理統括部門長（現任）	(注) 3	普通株式 52
常務取締役	国内営業統括部門 長	太田誠一	昭和24年8月2日生	昭和49年4月 当社入社 平成20年6月 当社取締役 品質統括部門担当 平成22年4月 当社取締役 品質統括部門長 平成23年4月 当社常務取締役 国内営業統括部門長（現任）	(注) 3	普通株式 48

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	開発統括部門長	中尾 龍吾	昭和27年12月15日生	昭和51年4月 当社入社 平成20年4月 当社執行役員 開発本部長 兼 原価低減活動推進室長 平成20年11月 当社執行役員 国内営業本部長 平成21年4月 当社執行役員 商品戦略本部長 平成23年4月 当社執行役員 開発統括部門長 平成23年6月 当社取締役 開発統括部門長 購買担当 平成24年4月 当社取締役 開発統括部門長 (現任)	(注) 3	普通株式 45
取締役	品質統括部門長	福田 滝太郎	昭和28年10月17日生	昭和53年4月 当社入社 平成21年4月 当社執行役員 開発本部長 兼 原価低減活動推進室長、 燃費低減活動推進室長 平成22年5月 当社執行役員 開発統括部門長 平成23年4月 当社執行役員 品質統括部門長 平成23年6月 当社取締役 品質統括部門長 (現任)	(注) 3	普通株式 30
取締役		佐々木 幹夫	昭和12年10月8日生	昭和35年4月 三菱商事株式会社入社 平成4年6月 同社取締役 平成6年6月 同社常務取締役 平成10年4月 同社取締役社長 平成12年6月 当社取締役兼務 (現任) 平成16年4月 三菱商事株式会社取締役会長 平成22年6月 同社取締役 相談役 平成23年6月 同社相談役 (現任) <主要な兼職> 三菱商事株式会社相談役 三菱電機株式会社社外取締役 東京海上ホールディングス株式会社社外取締役 株式会社三菱総合研究所社外取締役	(注) 3	普通株式 86
取締役		矢嶋 英敏	昭和10年1月25日生	昭和34年12月 日本航空機製造株式会社入社 昭和52年6月 株式会社島津製作所入社 平成2年6月 同社取締役 平成6年6月 同社常務取締役 平成8年6月 同社専務取締役 平成10年6月 同社代表取締役社長 平成15年6月 同社代表取締役会長 平成17年6月 当社取締役兼務 (現任) 平成21年6月 株式会社島津製作所相談役 (現任) <主要な兼職> 株式会社島津製作所相談役 株式会社椿本チエイン社外取締役 明治ホールディングス株式会社社外取締役	(注) 3	普通株式 95
計						普通株式 786

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
監査役(常勤)		村本修三	昭和24年12月27日生	昭和49年4月 当社入社 平成18年6月 当社執行役員、パワートレイン製作所長 平成21年4月 当社執行役員、社長補佐 平成21年6月 当社監査役(現任)	(注)4	普通株式 58
監査役(常勤)		木村英生	昭和24年1月1日生	昭和46年4月 当社入社 平成14年6月 当社執行役員 乗用車国内営業統括本部統括部長 平成16年6月 当社執行役員退任 近畿三菱自動車販売株式会社取締役社長 平成17年6月 東京三菱自動車部品販売株式会社取締役社長 平成17年10月 関東三菱自動車部品販売株式会社取締役社長 平成19年7月 東日本三菱自動車販売株式会社取締役社長 平成21年4月 当社執行役員 国内営業・サービス本部長 平成23年5月 当社執行役員 社長補佐 平成23年6月 当社監査役(現任)	(注)5	普通株式 43
監査役		三木繁光	昭和10年4月4日生	昭和33年4月 株式会社三菱銀行入行 平成12年6月 株式会社東京三菱銀行頭取 平成13年4月 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ取締役社長 平成13年6月 当社監査役兼務 平成15年6月 当社監査役退任 平成16年6月 当社監査役兼務(現任) 株式会社東京三菱銀行取締役会長 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ取締役 平成17年10月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役 平成18年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行取締役会長 平成18年6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役退任 平成20年4月 株式会社三菱東京UFJ銀行相談役 平成22年4月 同行特別顧問(現任) <主要な兼職> 株式会社三菱東京UFJ銀行特別顧問 三菱倉庫株式会社社外取締役 三菱電機株式会社社外取締役 キリンホールディングス株式会社社外取締役 新日本製鐵株式会社社外監査役	(注)5	—
監査役		岡本行夫	昭和20年11月23日生	昭和43年4月 外務省入省 平成3年1月 同省退官 平成3年3月 株式会社岡本アソシエイツ代表取締役(現任) 平成3年4月 国際交流基金参与 平成8年11月 内閣総理大臣補佐官(非常勤) 平成10年7月 科学技術庁参与 平成13年9月 内閣官房参与 平成15年4月 内閣総理大臣補佐官(非常勤) 平成18年6月 当社監査役兼務(現任) <主要な兼職> 株式会社岡本アソシエイツ代表取締役 三菱マテリアル株式会社社外取締役 日本郵船株式会社社外取締役	(注)6	普通株式 99
監査役		野島龍彦	昭和27年11月22日生	昭和51年4月 三菱重工業株式会社入社 平成19年5月 同社下関造船所副所長 平成23年4月 同社執行役員、経理部長 平成24年4月 同社常務執行役員 経理、資金、調達企画管理及び調達担当 平成24年6月 同社取締役、常務執行役員 経理、資金、調達企画管理及び調達担当(現任) 当社監査役兼務(現任) <主要な兼職> 三菱重工業株式会社取締役、常務執行役員	(注)7	—
計						普通株式 200

- (注) 1. 取締役 佐々木 幹夫 及び 矢嶋 英敏は、会社法第2条第15号に定める「社外取締役」である。
 2. 監査役 三木 繁光、岡本 行夫 及び 野島 龍彦は、会社法第2条第16号に定める「社外監査役」である。
 3. 平成24年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から1年間。
 4. 平成21年6月22日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。
 5. 平成23年6月22日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。
 6. 平成22年6月23日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。
 7. 平成24年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。
 8. 上記のほか執行役員は次のとおりである。

黒井 義博	常務執行役員	経営企画本部長 兼 物流改革統括室長
田畑 豊	常務執行役員	財務本部長 兼 財務統括室長
大道 正夫	常務執行役員	環境担当役員 CSR推進本部長 兼 社長補佐(渉外・環境・MiEV・安全保障担当)
野田 浩	常務執行役員	経理本部長
中村 義和	常務執行役員	国内営業本部長
服部 俊彦	常務執行役員	グローバル・アフターセールス事業統括部門長
栗原 信一	常務執行役員	株式会社NMKV COO(最高執行責任者)
村橋 庸元	常務執行役員	MMTh 取締役社長
安藤 剛史	常務執行役員	MMTh 取締役副社長
池田 知治	執行役員	管理本部長
蓮尾 隆一	執行役員	EVビジネス本部長
為近 哲也	執行役員	商品戦略本部長
佐藤 尚	執行役員	グローバルスマールプロジェクト推進本部長
岡本 金典	執行役員	PX (C&D-Seg)
辻 穰	執行役員	購買統括部門長
横井 英雄	執行役員	水島製作所長
今井 道朗	執行役員	北アジア本部長
辰巳 大助	執行役員	北アジア本部 中国生産プロジェクトチームリーダー
桑山 文雄	執行役員	第二海外営業統括部門長
仲西 昭徳	執行役員	北米本部長
植木 将彦	執行役員	アジア・アセアン本部長 兼 アジア・アセアン第一部長
横澤 陽一	執行役員	MMNA取締役社長・CEO
三木 哲郎	執行役員	NedCar 取締役会長・CEO

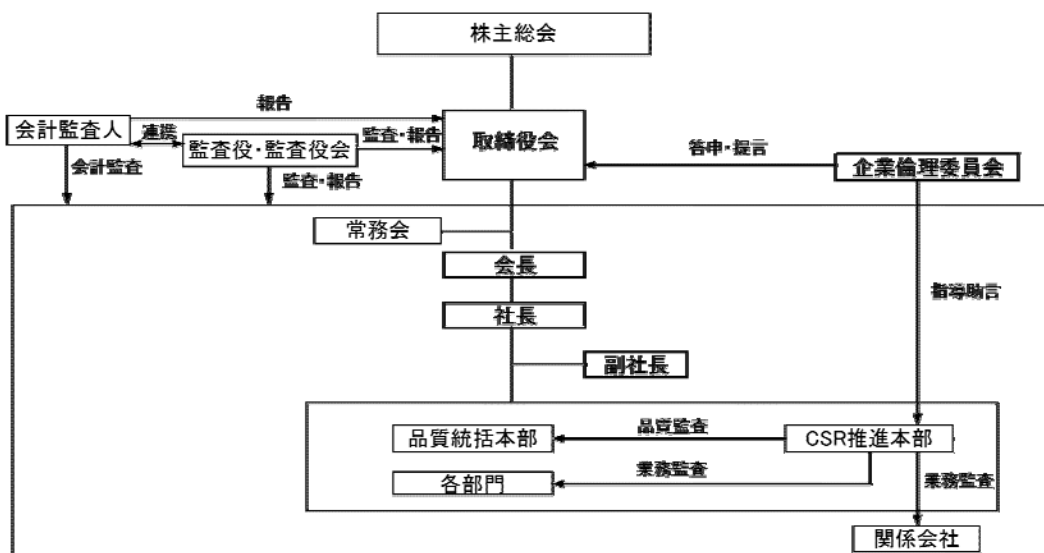
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要

当社は、監査役・監査役会制度を採用しており、取締役会は、取締役12名（うち社外取締役2名）、監査役会は、監査役5名（うち社外監査役3名）の体制で構成されている（当有価証券報告書提出日現在）。会社の機関・内部統制の関係を図示すると、以下のようになる。



(a) 現状のガバナンス体制を採用している理由

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、コンプライアンスの実践、ステークホルダーへの積極的な情報開示による透明性の向上、経営責任の明確化、を柱とした、コーポレート・ガバナンスの強化であり、これを実践する為に以下の体制を採用している。

具体的には、監査役・監査役会制度を採用しており、法定の機関・ガバナンス体制に加え、執行役員制度、及び諮問委員会の導入などを通じてコーポレート・ガバナンス体制を改善・強化している。

取締役会は、取締役12名（うち社外取締役2名）で構成され、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行っている。また、執行役員制度を導入し、取締役と執行役員の機能・責任の明確化を図っている。監査役会は、監査役5名（うち社外監査役3名）の体制で構成されている。社内の意思決定機関として26名（取締役、執行役員、監査役）で構成される常務会を原則月2回開催し、意思決定の迅速化を図っている。

このような内部でのガバナンスに加え、取締役会に対する諮問機関として、社外有識者からなる「企業倫理委員会」を平成16年6月に設置し、コンプライアンス意識の浸透に向けて、外部の目による指導・助言が働くようにした。

(b) コンプライアンス施策の実施状況

コンプライアンスに関しては、以下の通り全社的な取り組みを推進している。

- ・当社は、過去の不祥事を真摯に受け止め、企業倫理遵守の取り組みを徹底している。平成16年6月に、コンプライアンスの徹底と企業風土改革を推進するCSR推進本部を新設するとともに、企業倫理担当役員の指揮の下、各部門にコンプライアンス・オフィサーを任命し、さらに各部長をコードリーダーとし、社員一人ひとりにまで企業倫理遵守が浸透するよう組織体制を強化している。
- ・当社は、平成16年度から毎年、企業倫理遵守の実践に向けたアクションプログラムを策定・実行している。平成23年度からの3年間を対象とした「ジャンプ2013」では、CSR最優先企業として「社会からの信頼」を深め、「社会からの期待」に応えていくため、従来のコンプライアンス・CSR活動を継続強化し、加えて社会との持続的共生を強く意識した活動にも積極的に取り組んでいる。その中で社員一人ひとりの各職場・業務に根ざした自発的な活動を促進するとともに、グループ内の情報共有の強化や研修会や各職場での企業倫理問題検討会の開催などコンプライアンス意識を浸透させる諸施策を実行した。

- ・当社は、不祥事の防止、早期発見、並びに自浄機能を発揮する透明性の高い職場環境を形成するための有効な手段として内部通報制度を重視しており、公益通報者保護法の対応だけでなく、社員等からの通報または相談の適切な処理の仕組み、通報者への不利益な取扱いの禁止などの諸項目を定め社内規定の整備を行った。また、内部通報しやすい体制とするため、社内報への掲載など社内周知の徹底にも継続的に取り組んでいる。
- ・当社は、企業倫理委員会より平成19年5月に答申書を受領し、その中で社外の有識者としての指摘や提言を頂いた。この指摘や提言に対し、各部門の対応状況につき、企業倫理委員会には引き続き「社外の目」「世間の常識」の視点から指導・助言を頂くとともに、コンプライアンス確立への取組みをさらに強化・推進していく。

ロ. 内部統制システムの整備の状況

内部統制システムについては、取締役会にて決議した「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づき、内外環境の変化に応じて、法令の遵守、業務執行の適正性・効率性の確保等に向けた継続的な改善・充実を図り、一層のガバナンスの強化に向け取り組んでいる。

特に、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性確保については、内部統制委員会主導の下、事業経理部、業務監査部、IT企画統括部等を中心に全社的な取り組みを展開している。

なお、基本方針は以下のとおりである。

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・企業倫理遵守のために行動規範の制定、組織体制構築、教育・研修を実施するほか、企業倫理に関する情報を吸い上げる内部通報窓口を設置するとともに、その情報を予防・是正・再発防止に活用する。
 - ・会社の経営を監視するために社外取締役を選任する。
 - ・内部監査部門は、会社の業務遂行が法令、定款、社内規定等に違反していないかについても厳しく監査する。問題点が発見された場合は、関連する取締役等に報告し、以降の改善状況を定期的に確認する。
 - ・取締役会の諮問機関として社外の有識者で構成される企業倫理委員会を設置し、当社の活動を「社外の目」で指導・助言を頂き一層の企業倫理遵守を図る。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・業務上のリスクについては、取締役会や常務会への付議・報告基準をそれぞれ取締役会規則、常務会規則において明確に定め、それに基づき運用する。
 - ・各部門にリスク管理の責任者を任命し、この責任者を核にリスク管理体制の確立・強化を図る。
 - ・リスク管理推進担当組織を設置し、全社的なリスク管理体制の整備・強化に務める。
 - ・不測の事態が発生した場合に備え、速やかに取締役等へ情報を伝え、迅速で的確な対応ができるよう体制を整備する。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・全社的な経営計画を定め、その実現に向けた各機能組織の具体的な業務目標と執行方法を明確にし、取締役が定期的実施状況の報告を受け、経営効率の維持・向上を図る。
 - ・取締役の責任・権限を明確にし、取締役会規則及び常務会規則等に基づき、取締役会や常務会の効率的な業務執行を行う。
 - ・組織の指揮命令系統を一本化し、意思決定の迅速化と社内のコミュニケーションの向上を図るとともに、効率的な組織運営・業務執行を行う体制を整備し、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

社内規定等に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電子データとして作成し、管理責任者を定めて、情報の重要度に応じて、作成方法、保存方法、保存期間、複写・廃棄方法を定めて、適正に管理する。

- (e) 当該株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・各子会社の主管組織、子会社管理に関する責任と権限、管理の方法等を社内規定等により定め、企業集団における業務の適正な運用を確保する。
 - ・当社及び子会社が各々の財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成・開示するために必要な組織・社内規定等を整備する。
- (f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役を補佐するための組織を設け、専任者を配置する。
- (g) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補佐するための専任者の人事異動は、事前に監査役の意見を徴する。また、当該専任者の評価は、監査役が実施する。
- (h) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席する。
 - ・経営、コンプライアンス等に係る社内の重要情報が確実に監査役に提供される仕組みを整備し、運用を徹底する。
- (i) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
取締役社長との定期的な意見交換を行い、また内部監査担当組織や会計監査人とも連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- (j) 反社会的勢力排除に向けた体制
当社及び子会社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の不当な要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力との関わりを一切持たないよう対処する。

ハ、リスク管理体制の整備状況

当社は、平成19年4月に制定された「リスク管理規則」に基づき、全社的なリスク管理体制の基盤作りを進めている。各統括部門あるいは本部に「リスク管理責任者」が任命されており、リスク管理責任者は、各部門におけるリスクの洗い出し、評価、対策立案・実施、モニタリングのサイクルを回してリスク対策の強化・徹底を図っている。平成20年度からは、各部門におけるリスク管理のサイクルを毎年度実施するとともに、経営幹部に報告を行っている。平成23年度から経営企画部門を中心に、経営視点での取組体制強化を進めており、優先して対処すべきリスクを特定し、関係部門との取組を進めることで、より未然防止に軸足を置いたリスク管理体制の強化に取り組んでいる。

東日本大震災ならびにタイの大洪水での経験も踏まえて、平時から緊急時を想定した意思決定訓練や連絡訓練、説明会等の啓発活動を実施している。活動を通して洗い出される改善項目は、災害発生時の初期対応、事業継続計画等へ反映し、緊急時迅速な対応が取れるよう体制強化に努めている。世界中の自然災害による当社グループへのサプライチェーン寸断リスクは今後も発生する恐れがあるため、取引先との連絡を密にして体制強化に繋がる取り組みを進めている。

なお、不測の事態が発生した場合に備え、速やかに取締役等へ情報を伝え、迅速で的確な対応ができるよう体制を整備している。

② 内部監査及び監査役監査の状況

監査役は、取締役会をはじめとした当社の重要な会議に出席し、取締役等から営業の報告を聞くとともに、重要書類等の閲覧、内部監査部門、会計監査人及び関係会社からの報告聴取等を通じて、当社グループにおける業務執行状況の監査を実施している。

また、監査役監査とは別に、業務執行のラインから独立して当該業務の監査を行う品質監査部及び業務監査部をCSR推進本部内に設置している。

品質監査部（5名）は、品質統括本部が道路運送車両法をはじめ自動車の開発・生産、市場措置に関する各国の諸法令に基づいた適正な業務を行っているかをモニタリングするとともに、当社および国内外の関係会社が品質関連業務を適正に遂行しているかについても個別に監査を実施している。そして、その結果を経営トップに逐次報告するとともに、年2回企業倫理委員会へ報告している。

一方、業務監査部（16名）は、当社及び国内外の関係会社の業務運営が透明性を以って適切なプロセスに拠って行われているかどうかの内部監査を計画的に実施している。その中でコンプライアンス体制や内部管理体制（内部統制）の適切性・有効性を検証して、その結果を当社経営幹部に直接報告し会社のリスク管理

の一翼を担っている。また、平成17年から海外主要子会社に内部監査部門を、平成19年から国内販売子会社の広域統合を契機に各社にCSR部門を設置するなど、内外の当社グループ内のガバナンス強化、内部統制強化を図っている。

なお、監査役は、業務監査部、品質監査部及び会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携強化に努めている。

③ 社外取締役及び社外監査役

提出日現在において、当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であり、いずれの社外取締役、社外監査役個人と当社との間には特別な利害関係はない。なお、当社は、社外取締役及び社外監査役の選任にあたり独立性に関する基準又は方針は定めていないが、取締役会における経営の意思決定と業務執行に対して、より客観的な監視及び監督機能を強化し、コンプライアンスに基づく経営の透明性を高めるべく、社外取締役を選任しており、また、当社グループにおける業務執行の適法性や、会計監査人による会計監査の相当性に対して、より客観的な監査および意見表明等を実施すべく、社外監査役を選任している。

社外取締役佐々木幹夫氏が相談役を兼職している三菱商事株式会社は、当社主要株主であり、自動車の海外向け販売等の取引を行っている当社主要取引先である。また、同氏が社外取締役を兼職している三菱電機株式会社とは自動車部品の購入等の取引を行っており、株式会社三菱総合研究所とは重要な取引はない。同氏は三菱商事株式会社の業務執行者を過去に歴任しており、現時点における当社と同社との関係（当社主要株主及び主要取引先）を勘案して、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に規定する「独立役員」（以下、「独立役員」）には選任していないが、経営者としての豊富な経験と高い識見を有し、その経験・識見を当社の経営に反映していただいております。また、上述の社外取締役としての役割を果たしている。

社外取締役矢嶋英敏氏が相談役を兼職している株式会社島津製作所は、当社と分析機器の購入等の取引を行っており、同氏が社外取締役を兼職している株式会社椿本チエインとは、自動車部品の購入等の取引を行っている。同氏は経営者としての豊富な経験と高い識見を有し、その経験・識見を当社の経営に反映していただいております。また、上述の社外取締役としての役割を果たしている。なお、同氏は、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがないと認められ、十分な独立性を有していると考えているため、独立役員に選任している。

社外監査役三木繁光氏が特別顧問を兼職している株式会社三菱東京UFJ銀行は、銀行取引等を行っている当社主要取引先である。また、同氏が社外取締役を兼職している三菱倉庫株式会社とは自動車部品の物流等の取引、三菱電機株式会社とは自動車部品の購入等の取引、社外監査役を兼職している新日本製鐵株式会社とは自動車用鋼板の購入等の取引を行っている。同氏は、株式会社三菱東京UFJ銀行の業務執行者を過去に歴任しており、現時点における当社と同行との関係（当社主要取引先）を勘案して独立役員には選任していないが、経営者としての豊富な経験と高い識見を有し、その経験・識見を当社の監査に反映していただいております。また、上述の社外監査役としての役割を果たしている。

社外監査役岡本行夫氏が代表取締役を兼職している株式会社岡本アソシエイツは、当社と重要な取引はない。同氏が社外取締役を兼職している三菱マテリアル株式会社とは自動車部品の購入等の取引を行っており、また、日本郵船株式会社とは、自動車の海上輸送等の取引を行っている。同氏は、国際情勢等の専門家としての高い見識と幅広い知識を当社の監査に活かしていただいております。また、上述の社外監査役としての役割を果たしている。なお、同氏は当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがないと認められ、十分な独立性を有していると考えているため、独立役員に選任している。

社外監査役野島龍彦氏が取締役常務執行役員を兼職している三菱重工業株式会社は、当社主要株主であり、自動車部品の購入等の取引を行っている。同氏は、同社の業務執行者に就任しており、現時点における当社と同社との関係（当社主要株主）を勘案して、独立役員には選任していないが、会社経営に関する豊富な経験と高い識見を有し、その経験・識見を当社の監査に反映していただき、上述の社外監査役としての役割を果たしていただくために選任している。

当社と各社外取締役及び各社外監査役の間では、会社法第423条第1項に定める責任について、7百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする契約を締結している。

なお、社外取締役及び社外監査役は、取締役会において、コンプライアンス、内部統制の経過、監査役監査及び会計監査の結果について報告を受けている。また、社外監査役は、監査役会で、各四半期決算ごとに会計監査人から、監査結果の報告を受けているほか、コンプライアンスなどに関する個別案件について報告を受け、適宜意見を述べている。

④ 役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	319	319	—	—	—	13
監査役 (社外監査役を除く。)	46	46	—	—	—	3
社外役員	26	26	—	—	—	5

(注) 1. 上記には平成23年6月22日(第42回定時株主総会の会日)をもって退任した取締役3名・監査役1名を含んでいる。

2. 当社は役員退職慰労金制度を平成18年度から廃止している。

ロ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

(a) 取締役

- ・ 取締役会で定めた報酬規定に則り、役位別の基本報酬に対し業績連動の加減算を施し、更に個々の貢献に応じた個人業績を反映させて金額を決定している。
- ・ 業績連動の加減算については、連結業績や当社の財務状況等を総合的に勘案し、年度毎に取締役会で決定している。
- ・ 個人成績反映については、取締役個々の役位や職責に照らした貢献度に応じて決定している。
- ・ 社外取締役については、就任時の合意に基づいて報酬の金額を決定しており、業績連動加算及び個人成績反映による増減は行っていない。

なお、当社の取締役の報酬限度額は、平成4年6月26日開催の第23回定時株主総会決議により月額80百万円と定められているが、平成23年度における年間の報酬総額は本項イ. の表中に記載のとおりである。

(b) 監査役

監査役の個別報酬については、監査役の協議により決定している。

当社の監査役の報酬限度額は、昭和63年6月27日開催の第19回定時株主総会決議により月額6百万円と定められているが、平成23年度における年間の報酬総額は本項イ. の表中に記載のとおりである。

⑤ 株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
35銘柄 33,379百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
前事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
広汽長豊汽車股份有限公司	75,997,852	14,840	当社製品を製造・販売する重要取引先であり、円滑な取引関係の維持・強化を図るため保有
中華汽車工業股份有限公司	193,768,273	13,135	当社製品を製造・販売する重要取引先であり、円滑な取引関係の維持・強化を図るため保有
ユナイテッド・モーターズ・ランカ・リミテッド	3,291,428	377	当社製品を販売する重要取引先であり、円滑な取引関係の維持・強化を図るため保有
株式会社菱友システムズ	250,700	111	ソフトウェア開発、情報機器販売等を行う取引先であり、円滑な取引関係の維持・強化を図るため保有

当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
中華汽車工業股份有限公司	193,768,273	15,561	当社製品を製造・販売する重要取引先であり、円滑な取引関係の維持・強化を図るため保有
広汽長豊汽車股份有限公司	75,997,852	12,555	当社製品を製造・販売する重要取引先であり、円滑な取引関係の維持・強化を図るため保有
ユナイテッド・モーターズ・ランカ・リミテッド	3,291,428	229	当社製品を販売する重要取引先であり、円滑な取引関係の維持・強化を図るため保有
株式会社菱友システムズ	250,700	136	ソフトウェア開発、情報機器販売等を行う取引先であり、円滑な取引関係の維持・強化を図るため保有

⑥ 会計監査の状況

当社は、新日本有限監査法人との間で監査契約を締結し、会計監査を受けている。当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりである。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行役員 坂本邦夫（注）、武内清信（注）、安永千尋（注）

会計監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士30名、その他29名

（注） 継続監査年数については7年以内であるため、記載を省略している。

⑦ 取締役の定員

当社は、取締役の定員を40名以内とする旨、定款に定めている。

⑧ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する旨、及び、取締役の選任決議は累積投票によらない旨、定款に定めている。

⑨ 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとした事項及びその理由

イ. 株式の取得

当社は、経営状況、財産状況、その他の状況に応じて、機動的に自己株式を取得することができるようにするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる旨、定款に定めている。

ロ. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨、定款に定めている。

ハ. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって、毎年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録されている最終の株主又は登録株式質権者に対して会社法第454条第5項に定める中間配当をすることができる旨、定款に定めている。

⑩ 株主総会の特別決議要件の変更内容及びその理由

当社は、株主総会の特別決議を適時かつ円滑に行えるようにするため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって行う旨、定款に定めている。

⑪ 種類株主総会の決議要件の変更内容及びその理由

当社は、種類株主総会の決議を適時かつ円滑に行えるようにするため、会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって行う旨、定款に定めている。

⑫ 当社株式の単元株式数及び議決権の内容

当社は、普通株式のほかに各種優先株式を発行しているが、単元株式数については、普通株式と各種優先株式の発行価額の差異等を勘案して、普通株式は1,000株、各種優先株式は1株としている。

また、議決権については、普通株式は議決権を有するが、各種優先株式は、その株主等が、剰余金の配当・残余財産の分配において普通株式の株主等に比し優先的な取扱いを受けることが予定されていること等を勘案して、法令に定める場合を除き、議決権を有しないこととしている。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	平成22年度		平成23年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	206	0	196	0
連結子会社	114	26	115	31
計	320	27	311	32

② 【その他重要な報酬の内容】

(平成22年度)

当社の連結子会社である三菱・モーターズ・ノース・アメリカ・インクは、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているアーンスト・アンド・ヤングに監査証明業務に基づく報酬を1,563千米ドル支払っている。

(平成23年度)

当社の連結子会社である三菱・モーターズ・ノース・アメリカ・インクは、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているアーンスト・アンド・ヤングに監査証明業務に基づく報酬を1,638千米ドル支払っている。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(平成22年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の国際財務報告基準(IFRS)への移行等に係る助言業務である。

(平成23年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の国際財務報告基準(IFRS)への移行等に係る助言業務である。

④ 【監査報酬の決定方針】

会計監査人に対する報酬は、代表取締役が監査役会の同意を得て決定する旨を定款に定めている。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成している。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、平成23年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）の連結財務諸表及び平成23年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けている。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、その変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、その主催するセミナー等に参加している。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 317,097	※2 311,631
受取手形及び売掛金	※2, ※5 114,432	※2, ※5, ※7 146,182
販売金融債権	※2 25,495	※2 26,713
商品及び製品	※2 127,457	※2 118,788
仕掛品	24,305	20,088
原材料及び貯蔵品	37,524	48,586
短期貸付金	7,019	8,990
繰延税金資産	3,218	1,963
その他	※2 90,236	※2 83,494
貸倒引当金	△10,207	△7,263
流動資産合計	736,579	759,175
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	85,461	77,580
機械装置及び運搬具（純額）	127,578	113,112
工具、器具及び備品（純額）	61,402	45,956
土地	101,161	99,173
建設仮勘定	7,960	40,913
有形固定資産合計	※1, ※2 383,564	※1, ※2 376,736
無形固定資産	※6 11,856	※6 11,669
投資その他の資産		
長期販売金融債権	※2 53,485	※2 53,924
投資有価証券	※2, ※3 73,031	※2, ※3 72,477
長期貸付金	5,669	4,855
繰延税金資産	9,188	8,889
その他	※2, ※3 50,363	※2, ※3 44,038
貸倒引当金	△11,226	△10,461
投資その他の資産合計	180,512	173,724
固定資産合計	575,932	562,130
資産合計	1,312,511	1,321,306

(単位：百万円)

	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	278,595	※7 317,355
短期借入金	※2 125,499	※2 87,308
1年内返済予定の長期借入金	※2 94,454	※2 99,381
リース債務	5,265	4,220
未払金及び未払費用	97,159	99,220
未払法人税等	9,016	8,792
繰延税金負債	9	238
製品保証引当金	28,211	24,753
その他	62,371	62,184
流動負債合計	700,584	703,457
固定負債		
長期借入金	※2 177,995	※2 161,390
リース債務	8,088	6,977
繰延税金負債	27,650	26,973
退職給付引当金	106,921	108,602
役員退職慰労引当金	912	912
その他	42,266	47,373
固定負債合計	363,835	352,228
負債合計	1,064,419	1,055,686
純資産の部		
株主資本		
資本金	657,355	657,355
資本剰余金	432,666	432,666
利益剰余金	△750,200	△726,028
自己株式	△15	△15
株主資本合計	339,805	363,976
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	10,464	11,327
繰延ヘッジ損益	3,055	2,232
為替換算調整勘定	△114,551	△120,542
その他の包括利益累計額合計	△101,030	△106,982
少数株主持分	9,318	8,626
純資産合計	248,092	265,620
負債純資産合計	1,312,511	1,321,306

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
売上高	1,828,497	1,807,293
売上原価	1,538,879	1,487,267
売上総利益	289,617	320,025
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費及び販売促進費	63,794	62,314
運賃	42,918	44,213
貸倒引当金繰入額	—	△1,620
役員報酬及び給料手当	56,574	58,731
退職給付引当金繰入額	4,600	3,943
減価償却費	10,395	8,864
研究開発費	※3 27,664	※3 34,996
その他	43,394	44,908
販売費及び一般管理費合計	249,343	256,350
営業利益又は営業損失(△)	40,274	63,674
営業外収益		
受取利息	1,813	3,509
受取配当金	600	991
為替差益	8,800	2,418
持分法による投資利益	5,914	5,932
その他	802	556
営業外収益合計	17,930	13,409
営業外費用		
支払利息	13,215	13,706
訴訟関連費用	2,422	851
その他	3,617	1,622
営業外費用合計	19,255	16,180
経常利益又は経常損失(△)	38,949	60,904
特別利益		
固定資産売却益	※1 447	※1 488
貸倒引当金戻入額	655	—
関係会社株式売却益	—	400
その他	248	38
特別利益合計	1,350	927

(単位：百万円)

	平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
特別損失		
固定資産除却損	1,001	2,052
固定資産売却損	※2 115	※2 243
減損損失	※4 2,977	※4 16,336
早期退職金	17	—
環境対策費	6	10
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	3,031	—
災害による損失	2,365	1,525
その他	363	44
特別損失合計	9,878	20,212
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	30,422	41,618
法人税、住民税及び事業税	13,693	13,302
法人税等調整額	△2,354	1,937
法人税等合計	11,338	15,239
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失(△)	19,083	26,378
少数株主利益	3,462	2,450
当期純利益又は当期純損失(△)	15,621	23,928

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失(△)	19,083	26,378
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	4,975	861
繰延ヘッジ損益	3,146	△823
為替換算調整勘定	△7,767	△4,111
持分法適用会社に対する持分相当額	△2,065	△1,749
その他の包括利益合計	△1,710	※1 △5,822
包括利益	17,372	20,556
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	14,476	18,124
少数株主に係る包括利益	2,896	2,432

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	657,355	657,355
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	657,355	657,355
資本剰余金		
当期首残高	432,666	432,666
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	432,666	432,666
利益剰余金		
当期首残高	△765,988	△750,200
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失(△)	15,621	23,928
連結範囲の変動	△5	—
持分法の適用範囲の変動	172	—
持分法適用関連会社の連結子会社増加に伴う増加額	—	243
当期変動額合計	15,787	24,172
当期末残高	△750,200	△726,028
自己株式		
当期首残高	△15	△15
当期変動額		
自己株式の取得	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0
当期末残高	△15	△15
株主資本合計		
当期首残高	324,017	339,805
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失(△)	15,621	23,928
自己株式の取得	△0	△0
連結範囲の変動	△5	—
持分法の適用範囲の変動	172	—
持分法適用関連会社の連結子会社増加に伴う増加額	—	243
当期変動額合計	15,787	24,171
当期末残高	339,805	363,976

(単位：百万円)

	平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	5,494	10,464
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,970	862
当期変動額合計	4,970	862
当期末残高	10,464	11,327
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△90	3,055
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,146	△823
当期変動額合計	3,146	△823
当期末残高	3,055	2,232
為替換算調整勘定		
当期首残高	△105,236	△114,551
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△9,314	△5,990
当期変動額合計	△9,314	△5,990
当期末残高	△114,551	△120,542
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△99,832	△101,030
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,197	△5,951
当期変動額合計	△1,197	△5,951
当期末残高	△101,030	△106,982
少数株主持分		
当期首残高	10,293	9,318
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△975	△691
当期変動額合計	△975	△691
当期末残高	9,318	8,626
純資産合計		
当期首残高	234,478	248,092
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（△）	15,621	23,928
自己株式の取得	△0	△0
連結範囲の変動	△5	—
持分法の適用範囲の変動	172	—
持分法適用関連会社の連結子会社増加に伴う増加額	—	243
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,173	△6,643
当期変動額合計	13,614	17,527
当期末残高	248,092	265,620

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	30,422	41,618
減価償却費	65,862	56,741
減損損失	2,977	16,336
のれん償却額	21	55
貸倒引当金の増減額(△は減少)	375	△2,775
退職給付引当金の増減額(△は減少)	732	1,713
受取利息及び受取配当金	△2,414	△4,501
支払利息	13,215	13,706
為替差損益(△は益)	2,099	199
持分法による投資損益(△は益)	△5,914	△5,932
固定資産除売却損益(△は益)	669	1,807
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	3,031	—
早期退職金	17	—
売上債権の増減額(△は増加)	191	△36,490
たな卸資産の増減額(△は増加)	△6,171	△4,754
販売金融債権の増減額(△は増加)	※4 △19,385	※4 △2,472
仕入債務の増減額(△は減少)	19,044	42,703
その他	15,773	19,485
小計	120,549	137,440
利息及び配当金の受取額	4,952	9,445
利息の支払額	△13,195	△13,966
早期退職金の支払額	△417	—
法人税等の支払額	△8,079	△13,532
営業活動によるキャッシュ・フロー	103,811	119,386
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額(△は増加)	494	△5
有形固定資産の取得による支出	※2 △53,263	※2 △72,452
有形固定資産の売却による収入	※3 9,870	※3 8,403
投資有価証券の取得による支出	△2	△0
投資有価証券の売却による収入	0	20
短期貸付金の増減額(△は増加)	△6,510	△3,671
長期貸付けによる支出	0	△0
長期貸付金の回収による収入	320	265
その他	△3,500	△1,629
投資活動によるキャッシュ・フロー	△52,590	△69,069

(単位：百万円)

	平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額 (△は減少)	2,580	△34,321
長期借入れによる収入	206,691	83,776
長期借入金の返済による支出	△194,243	△94,680
社債の償還による支出	△200	—
少数株主への配当金の支払額	△3,029	△3,014
その他	△6,761	△4,339
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,037	△52,579
現金及び現金同等物に係る換算差額	△3,381	△3,208
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	52,875	△5,471
現金及び現金同等物の期首残高	263,453	316,464
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	22	—
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	112	—
現金及び現金同等物の期末残高	*1 316,464	*1 310,993

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数は54社である。

主要な会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略している。

異動の状況

①新規連結 1社

・新規設立

エムエムシーエー・オート・オーナー・トラスト・2012-A

②連結除外 6社

・株式の売却により除外した会社

ミツビシ・モーターズ・ベルギー・エヌ・ブイ

・合併により除外した会社

新潟三菱自動車販売株式会社

・清算により除外した会社

エムエムシーエー・ホールセール・レシーバブルズ・トラスト・ツエ他2社

・株式の一部売却により除外した会社

エム・モーターズ・オートモービルズ・フランス・エス・エー・エス（旧社名：ミツビシ・モーターズ・フランス・エス・エー・エス）

(2) 主要な非連結子会社の名称は次のとおりである。

株式会社三菱自動車フットボールクラブ、水島工業株式会社 他

(連結の範囲から除いた理由)

上記を含む非連結子会社は総資産・売上高・当期純損益及び利益剰余金等がいずれも小規模であり全体としても連結財務諸表に重要な影響を与えていないため連結の範囲から除いている。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数は2社である。

主要な会社名は次のとおりである。

ネッドカー・インシュランス・ビー・ブイ 他

異動の状況

①持分法適用除外 1社

・合併により除外した会社

イーノバティブ・ジーエムビーエイチ

(2) 持分法を適用した関連会社の数は24社である。

主要な会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略している。

異動の状況

①持分法新規適用 2社

・新規設立

株式会社NMKV

・株式の一部売却により、持分法を適用した関連会社

エム・モーターズ・オートモービルズ・フランス・エス・エー・エス（旧社名：ミツビシ・モーターズ・フランス・エス・エー・エス）

(3) 持分法を適用しない主要な会社名は次のとおりである。

(非連結子会社)

株式会社三菱自動車フットボールクラブ 他

(関連会社)

株式会社平安製作所 他

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は当期純損益・利益剰余金等に関していずれも小規模であり、全体としても連結財務諸表に重要な影響を与えていないため持分法を適用していない。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

海外連結子会社のうち決算日（12月31日）が連結決算日（3月31日）と異なる連結子会社三菱・モーターズ・ヨーロッパ・ビー・ブイ、ネザーランズ・カー・ビー・ブイ、エムエムシー・インターナショナル・ファイナンス（ネザーランズ）・ビー・ブイ、三菱・モーターズ・フィリピンズ・コーポレーション、三菱・モーターズ（タイランド）・カンパニー・リミテッド等の15社については、3月31日に仮決算を行い、連結している。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している）

時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法（特例処理をした金利スワップを除く）

たな卸資産

連結財務諸表提出会社及び国内連結子会社は主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、または個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用し、在外連結子会社は主として個別法による低価法を採用している。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

連結財務諸表提出会社及び国内連結子会社は、主として定率法または定額法を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用している。

なお、耐用年数については、連結財務諸表提出会社は見積耐用年数を使用し、国内連結子会社は法人税法に規定する基準と同一の基準によっている。在外連結子会社は使用見込年数を耐用年数としている。

無形固定資産（リース資産を除く）

連結財務諸表提出会社及び国内連結子会社は、定額法を採用している。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用している。在外連結子会社は主として利用可能期間に基づく定額法を採用している。

リース資産

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法を採用しており、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としている。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

製品保証引当金

連結財務諸表提出会社及び国内連結子会社は製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、保証書の約款に従い過去の実績を基礎に将来の保証見込みを加味して計上している。在外連結子会社は製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に将来の保証見込みを加味して計上している。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1～15年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～15年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしている。

（追加情報）

連結財務諸表提出会社及び一部の国内連結子会社は、確定拠出年金法の施行に伴い、当連結会計年度に退職給付制度の一部（適格退職年金制度）について確定拠出年金制度と確定給付企業年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用している。

なお、本移行による影響は軽微である。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、退職慰労金内規に基づき計上していたが、平成18年度中における役員退職慰労金制度の廃止及び引当金の一部取崩の決定以降、新規繰入は行っていないため、当連結会計年度末における役員退職慰労引当金残高は当該決定以前に対応する支給予定額である。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。また、在外子会社等の資産及び負債は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めている。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっている。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。

ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりである。

- a. ヘッジ手段…為替予約
ヘッジ対象…主に製品輸出による外貨建売上債権（予定取引に係るもの）
- b. ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金利息

ヘッジ方針

通常の営業取引により発生する外貨建金銭債権債務に係る将来の為替相場の変動によるリスクを回避するため、また借入金等に係わる金利変動リスク回避のためにヘッジを行っている。

ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象となる予定取引と重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略している。

特例処理による金利スワップについては、その要件を満たしていることについての確認をもって有効性の判定に代えている。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資毎にその効果の発現する期間を見積り、発生時償却または発生日以降5年間から7年間で均等償却している。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資である。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

【追加情報】

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用している。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりである。

	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
減価償却累計額	1,071,675百万円	1,068,361百万円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産(工場財団は除く)は、次のとおりである。

	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
販売金融債権及び長期販売金融債権	51,513百万円	73,785百万円
商品及び製品	10,225	7,687
有形固定資産	38,262	38,936
その他(注)	9,439	7,693
計	109,440	128,103

(注) 平成22年度において、未収入金1,003百万円について、有限会社ムラタ・メディカルサービスとの間で締結した定期建物賃貸借契約に基づく債務に対して質権を設定している。また、投資有価証券46百万円について、水島エコワークス株式会社に借入金に対して担保を供している。
平成23年度において、未収入金1,024百万円について、有限会社ムラタ・メディカルサービスとの間で締結した定期建物賃貸借契約に基づく債務に対して質権を設定している。また、投資有価証券46百万円について、水島エコワークス株式会社に借入金に対して担保を供している。

財団抵当に供している資産は、次のとおりである。

	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
連結財務諸表提出会社		
岡崎工場財団		
建物及び構築物	14,703百万円	13,971百万円
機械装置及び運搬具	20,812	19,255
工具、器具及び備品	301	301
土地	985	985
計	36,803	34,514
水島工場財団		
建物及び構築物	7,067百万円	6,762百万円
機械装置及び運搬具	23,841	20,385
工具、器具及び備品	1,107	963
土地	2,008	2,008
計	34,025	30,120
京都工場財団		
建物及び構築物	5,406百万円	5,070百万円
機械装置及び運搬具	17,068	14,985
工具、器具及び備品	722	612
土地	2,235	2,235
計	25,432	22,903
滋賀工場財団		
建物及び構築物	2,559百万円	2,370百万円
機械装置及び運搬具	9,975	8,683
土地	3,859	3,859
計	16,393	14,914

	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
連結子会社（パジェロ製造株式会社）		
建物及び構築物	2,477百万円	2,377百万円
機械装置及び運搬具	2,702	2,407
土地	1,540	1,540
計	6,720	6,324
連結子会社（水菱プラスチック株式会社）		
建物及び構築物	841百万円	889百万円
機械装置及び運搬具	1,028	882
土地	194	194
計	2,064	1,966

担保付債務は、次のとおりである。

	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
短期借入金	52,051百万円	36,640百万円
1年内返済予定の長期借入金	16,467	51,567
長期借入金	55,827	47,790
計	124,347	135,998

※3 非連結子会社・関連会社に対する株式及び出資金の額は、次のとおりである。

	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
投資有価証券	39,292百万円	38,761百万円
その他（投資その他の資産）	14,547	12,811
（うち、共同支配企業に対する投資の金額）	(9,184)	(5,041)

4 保証債務等

（1）保証債務

被保証者	平成22年度 (平成23年3月31日)		被保証者	平成23年度 (平成24年3月31日)	
	保証金額	被保証債務 の内容		保証金額	被保証債務 の内容
従業員	1,697百万円	(注)	従業員	1,390百万円	(注)
その他	1,164	銀行借入金他	その他	658	銀行借入金他
計	2,862		計	2,049	

(注) 「社員財形住宅貸金」等に係る銀行借入金

(2) 保証債務に準ずる債務

平成22年度 (平成23年3月31日)			平成23年度 (平成24年3月31日)		
対象者	対象金額	対象債務の内容	対象者	対象金額	対象債務の内容
サフォーク・リー シング・インク	8,034百万円	(注)	サフォーク・リー シング・インク	4,924百万円	(注)
イーグル・ウィン グス・インダスト リーズ・インク	1,164	銀行借入金	イーグル・ウィン グス・インダスト リーズ・インク	509	銀行借入金
計	9,198		計	5,434	

(注) 米国子会社のリース契約に係わる貸貸人の少数出資者へ支払うべき残高である。

※5 受取手形及び売掛金からは、次の債権流動化による譲渡残高が除かれている。

	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
債権流動化による譲渡残高	14,300百万円	7,000百万円

※6 無形固定資産には、次ののれん残高が含まれている。

	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
のれん	59百万円	3百万円

※7 当連結会計年度末日は金融機関が休日のため、当連結会計年度末残高には当連結会計年度末日が満期日または決済日の債権・債務が含まれており、そのうち主なものは次のとおりである。

	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
受取手形及び売掛金	—	4,837百万円
支払手形及び買掛金	—	33,971

(連結損益計算書関係)

※1 固定資産売却益の内容は、次のとおりである。

	平成22年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)		平成23年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)
土地	240百万円	土地	168百万円
建物及び構築物	44	建物及び構築物	130
機械装置及び運搬具	154	機械装置及び運搬具	152
工具、器具及び備品	8	工具、器具及び備品	37
計	447	計	488

※2 固定資産売却損の内容は、次のとおりである。

	平成22年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)		平成23年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)
土地	41百万円	土地	176百万円
建物及び構築物	5	建物及び構築物	10
機械装置及び運搬具	46	機械装置及び運搬具	48
工具、器具及び備品	22	工具、器具及び備品	7
計	115	計	243

※3 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	平成22年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)		平成23年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)
	27,664百万円		34,996百万円

※4 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上した。

平成22年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

場 所	用 途	種 類	減損損失 (百万円)
神奈川県横浜市等 18件	販売関連資産	土地、建物等	76
愛媛県今治市等 8件	遊休資産	土地、建物等	9
オランダ等 5件	生産用設備	機械装置、工具、器具及 び備品等	2,891

(2) 資産のグルーピングの方法

生産用資産は車体生産工場単位又は事業拠点単位とし、販売関連資産は主として事業拠点単位としている。また、賃貸用資産及び遊休資産は個々の資産グループとして取扱っている。

(3) 減損損失の認識に至った経緯

市場環境等の悪化により、一部資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額した。

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、各資産グループ単位に将来キャッシュ・フローを割引率5%を使用して算出した使用価値と、不動産鑑定評価基準に基づく評価額、路線価による相続税評価額等を用いて合理的に算出した正味売却価額のいずれか高い額としている。

(5) 減損損失の金額

減損損失2,977百万円は特別損失に計上しており、その主な内訳は次のとおりである。

機械装置	2,875百万円
その他	102
計	2,977

平成23年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（1）減損損失を認識した資産グループの概要

場 所	用 途	種 類	減損損失 (百万円)
岐阜県岐阜市等 28件	販売関連資産	建物、土地等	678
神奈川県川崎市等 18件	遊休資産	機械装置、運搬具等	1,587
オランダ等 6件	生産用設備	建物、工具、器具及び備 品等	14,070

（2）資産のグルーピングの方法

生産用資産は車体生産工場単位又は事業拠点単位とし、販売関連資産は主として事業拠点単位としている。また、賃貸用資産及び遊休資産は個々の資産グループとして取扱っている。

（3）減損損失の認識に至った経緯

市場環境等の悪化により、一部資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額した。

（4）回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、各資産グループ単位に将来キャッシュ・フローを割引率4%を使用して算出した使用価値と、不動産鑑定評価基準に基づく評価額、路線価による相続税評価額等を用いて合理的に算出した正味売却価額のいずれか高い額としている。

（5）減損損失の金額

減損損失16,336百万円は特別損失に計上しており、その主な内訳は次のとおりである。

建物及び構築物	8,052百万円
工具、器具及び備品	3,375
土地	1,250
その他	3,657
計	16,336

(連結包括利益計算書関係)

平成23年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金:

当期発生額	△22百万円
組替調整額	0
税効果調整前	△22
税効果額	884
その他有価証券評価差額金	861

繰延ヘッジ損益:

当期発生額	2,323
組替調整額	△3,597
税効果調整前	△1,273
税効果額	449
繰延ヘッジ損益	△823

為替換算調整勘定:

当期発生額	△3,899
組替調整額	△211
税効果調整前	△4,111
税効果額	—
為替換算調整勘定	△4,111

持分法適用会社に対する持分相当額:

当期発生額	△1,749
その他の包括利益合計	△5,822

(連結株主資本等変動計算書関係)

平成22年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	5,537,956	—	—	5,537,956
第1回A種優先株式	73	—	—	73
第2回A種優先株式	25	—	—	25
第3回A種優先株式	1	—	—	1
第1回G種優先株式	130	—	—	130
第2回G種優先株式	168	—	—	168
第3回G種優先株式	10	—	—	10
第4回G種優先株式	30	—	—	30
合 計	5,538,394	—	—	5,538,394
自己株式				
普通株式 (注)	87	3	—	91
合 計	87	3	—	91

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加3千株は、単元未満株式の買取りによる増加である。

平成23年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	5,537,956	—	—	5,537,956
第1回A種優先株式	73	—	—	73
第2回A種優先株式	25	—	—	25
第3回A種優先株式	1	—	—	1
第1回G種優先株式	130	—	—	130
第2回G種優先株式	168	—	—	168
第3回G種優先株式	10	—	—	10
第4回G種優先株式	30	—	—	30
合 計	5,538,394	—	—	5,538,394
自己株式				
普通株式 (注)	91	3	—	94
合 計	91	3	—	94

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加3千株は、単元未満株式の買取りによる増加である。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
現金及び預金	317,097百万円	311,631百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△632	△638
現金及び現金同等物	316,464	310,993

※2 有形固定資産の取得による支出には、次のリース車両の取得による支出が含まれている。

	平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
リース車両の取得による支出	△9,882百万円	△8,626百万円

※3 有形固定資産の売却による収入には、次のリース車両の売却による収入が含まれている。

	平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
リース車両の売却による収入	7,282百万円	6,192百万円

※4 販売金融債権の増減額(△は増加)には、次の販売金融に係る債権による支出及び販売金融に係る債権の回収による収入が含まれている。

	平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
販売金融に係る債権による支出	△130,750百万円	△140,727百万円
販売金融に係る債権の回収による収入	111,365	138,255

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、自動車事業における生産設備（「機械装置及び運搬具（純額）」、「工具、器具及び備品（純額）」）である。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりである。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
1年内	1,349	1,231
1年超	7,740	7,427
合計	9,090	8,659

(貸主側)

1. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
1年内	4,618	4,210
1年超	6,034	5,668
合計	10,653	9,878

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定して行い、また、必要な資金については主に銀行借入により調達している。デリバティブは、金利変動リスクや為替変動リスク等を回避するために利用し、投機的な取引は行わない。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としている。

また、外貨建て営業債権については、為替の変動リスクに晒されているが、原則として外貨建て営業債務をネットしたポジションについて先物為替予約を利用しヘッジしている。

投資有価証券は、その一部が市場価格の変動リスクに晒されているが、主に業務上の関係を有する企業の株式である。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日である。その一部には外貨建てのものがあるが、原則として外貨建て営業債権とポジションをネットして対応している。

借入金のうち変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されている。このうち長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避するために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用している。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップ特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略している。

また、当社グループ各社間における貸付金・借入金のうち、一部は為替変動リスクに晒されているが、その一部に対してはデリバティブ取引をヘッジの手段として利用している。

デリバティブの執行・管理については、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っている。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されているが、当社グループ各社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理している。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではない。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていない（（注）2. 参照）。

平成22年度（平成23年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	317,097	317,097	—
(2) 受取手形及び売掛金	114,432	114,432	—
(3) 販売金融債権	78,980		
貸倒引当金(*1)	△5,928		
	73,051	70,893	△2,158
(4) 投資有価証券	28,722	28,722	—
資産計	533,304	531,146	△2,158
(1) 支払手形及び買掛金	278,595	278,595	—
(2) 短期借入金	125,499	125,499	—
(3) 長期借入金	272,450	272,942	492
(4) 未払金及び未払費用	97,159	97,159	—
負債計	773,704	774,196	492
デリバティブ取引(*2)	6,767	6,767	—

(*1)販売金融債権に個別に計上している貸倒引当金を控除している。

(*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示している。

平成23年度（平成24年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	311,631	311,631	—
(2) 受取手形及び売掛金	146,182	146,182	—
(3) 販売金融債権	80,638		
貸倒引当金(*1)	△4,879		
	75,758	72,270	△3,487
(4) 投資有価証券	28,744	28,744	—
資産計	562,317	558,829	△3,487
(1) 支払手形及び買掛金	317,355	317,355	—
(2) 短期借入金	87,308	87,308	—
(3) 長期借入金	260,771	263,138	2,366
(4) 未払金及び未払費用	99,220	99,220	—
負債計	764,656	767,023	2,366
デリバティブ取引(*2)	9,237	9,237	—

(*1)販売金融債権に個別に計上している貸倒引当金を控除している。

(*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示している。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは正常営業循環過程による債権であり、主として短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(3) 販売金融債権

販売金融債権の時価については、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定している。

(4) 投資有価証券

これら時価について、株式は取引所の価格によっている。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記参照。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(4) 未払金及び未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、一定の期間ごとに分類し、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記参照。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
非上場株式及び関係会社株式	44,309	43,732

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めていない。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

平成22年度 (平成23年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
預金	316,574	—	—	—	—	—
受取手形及び売掛金	105,394	3,615	3,505	365	365	1,186
販売金融債権	25,495	1,839	6,591	12,295	18,542	14,215
合計	447,464	5,454	10,097	12,660	18,907	15,402

平成23年度 (平成24年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
預金	311,126	—	—	—	—	—
受取手形及び売掛金	140,258	2,815	2,114	295	125	573
販売金融債権	26,713	3,594	8,037	15,158	17,086	10,048
合計	478,098	6,410	10,152	15,453	17,211	10,622

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額
連結附属明細表「借入金等明細表」参照。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券
該当事項はない

2. その他有価証券
平成22年度 (平成23年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	28,687	10,122	18,564
	小計	28,687	10,122	18,564
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	34	41	△6
	小計	34	41	△6
合計		28,722	10,164	18,558

平成23年度 (平成24年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	28,713	10,121	18,592
	小計	28,713	10,121	18,592
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	31	42	△11
	小計	31	42	△11
合計		28,744	10,164	18,580

3. 売却したその他有価証券

平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1	—	2

平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	20	20	—

4. 減損処理を行ったその他有価証券

重要性が乏しいため、記載を省略している。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1)通貨関連

平成22年度（平成23年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	1,243	—	1	1
	日本円	103,993	—	1,417	1,417
	買建				
	タイバーツ	5,542	—	56	56
	日本円	407	—	△6	△6
	通貨金利スワップ取引				
売建					
日本円	17,847	—	891	891	
合計		—	—	2,361	2,361

(注) 時価の算定は、取引先金融機関から提示された価格等に基づいている。

平成23年度（平成24年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	15,686	—	246	246
	ユーロ	8,407	—	67	67
	英ポンド	2,393	—	25	25
	カナダドル	6,402	—	89	89
	オーストラリアドル	16,120	—	125	125
	日本円	101,748	—	6,121	6,121
	その他	6,626	—	100	100
	買建				
	日本円	511	—	5	5
	通貨金利スワップ取引				
	売建				
日本円	10,680	—	46	46	
合計		—	—	6,828	6,828

(注) 時価の算定は、取引先金融機関から提示された価格等に基づいている。

(2)金利関連

平成22年度（平成23年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	金利オプション取引 買建	12,852	12,852	10	10
合計		—	—	10	10

(注) 時価の算定は、取引先金融機関から提示された価格等に基づいている。

平成23年度（平成24年3月31日）

該当事項はない。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1)通貨関連

平成22年度（平成23年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建 日本円	受取利息	88,529	—	4,387
合計			—	—	4,387

(注) 時価の算定は、取引先金融機関から提示された価格等に基づいている。

平成23年度（平成24年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建 日本円	受取利息	105,510	—	2,470
	買建 日本円	買掛金	201	—	△1
合計			—	—	2,469

(注) 時価の算定は、取引先金融機関から提示された価格等に基づいている。

(2) 金利関連

平成22年度（平成23年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	9,724	9,724	8
金利スワップの特例 処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	4,000	750	(注)
合計			—	—	8

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している。

平成23年度（平成24年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	15,808	15,808	△60
金利スワップの特例 処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	750	500	(注)
合計			—	—	△60

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

連結財務諸表提出会社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けている。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合がある。

連結財務諸表提出会社及び一部の国内連結子会社は、当連結会計年度に退職給付制度の一部（適格退職年金制度）について確定拠出年金制度と確定給付企業年金制度へ移行している。

なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりである。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項

	(平成22年3月31日現在)	(平成23年3月31日現在)
年金資産の額	25,127百万円	24,702百万円
年金財政計算上の給付債務の額	24,630	25,165
差引額	497	△463

(2) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合

	(平成22年3月分)	(平成23年3月分)
	58.0%	58.0%

(3) 補足説明

上記(2)の割合は当社グループの実際の負担割合と一致しない。

2. 退職給付債務に関する事項

	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
(1) 退職給付債務	△172,469百万円	△175,551百万円
(2) 年金資産	59,607	61,962
(3) 未積立退職給付債務 (1) + (2)	△112,862	△113,588
(4) 未認識数理計算上の差異	18,525	24,600
(5) 未認識過去勤務債務 (債務の増加及び減少)	△4,957	△10,724
(6) 連結貸借対照表計上額純額 (3) + (4) + (5)	△99,294	△99,712
(7) 前払年金費用	7,626	8,889
(8) 退職給付引当金 (6) - (7)	△106,921	△108,602

(注) 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用している。

3. 退職給付費用に関する事項

	平成22年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	平成23年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
(1) 勤務費用	8,206百万円	7,818百万円
(2) 利息費用	4,312	4,177
(3) 期待運用収益 (減算)	△3,420	△3,302
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	3,462	4,137
(5) 過去勤務債務の費用処理額	△73	△1,770
(6) 退職給付費用 (1) + (2) + (3) + (4) + (5)	12,667	11,060

(注) 1. 平成22年度において、上記退職給付費用以外に、早期退職金17百万円を特別損失として計上している。

2. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「(1) 勤務費用」に計上している。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(2) 割引率

平成22年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)	平成23年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)
国内会社 1.5%~2.0%	国内会社 1.5%~2.0%
海外会社 4.6%~8.0%	海外会社 3.5%~6.2%

(3) 期待運用収益率

平成22年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)	平成23年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)
国内会社 0.7%~4.0%	国内会社 0.7%~4.0%
海外会社 5.0%~8.0%	海外会社 5.0%~8.0%

(4) 過去勤務債務の額の処理年数

1年~15年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法による。）

(5) 数理計算上の差異の処理年数

5年~15年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしている。）

(6) 会計基準変更時差異の処理年数

1年

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	235,755百万円	153,845百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	44,743	40,054
貸倒引当金損金算入限度超過額	4,704	3,025
未払経費自己否認額	6,363	6,052
買掛金(保証工事費用)	4,460	3,953
製品保証引当金損金算入限度超過額	12,042	9,728
固定資産(含む減損損失)	31,056	29,774
その他	46,409	49,242
繰延税金資産小計	385,535	295,675
評価性引当額	△355,892	△269,565
繰延税金資産合計	29,642	26,109
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△6,994	△6,115
全面時価評価法に基づく土地評価額	△4,420	△3,847
固定資産圧縮積立金	△301	△283
在外子会社の加速度償却費	△15,548	△13,899
その他	△17,632	△18,323
繰延税金負債合計	△44,896	△42,469
繰延税金資産(負債)の純額	△15,253	△16,359

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産(負債)の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれてる。

	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	3,218百万円	1,963百万円
固定資産－繰延税金資産	9,188	8,889
流動負債－繰延税金負債	△9	△238
固定負債－繰延税金負債	△27,650	△26,973

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.2%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略している。
(調整)		
持分法による投資利益	△7.8	
受取配当金益金不算入	△2.6	
海外子会社の適用税率差異等	7.5	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.3	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなった。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.2%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については37.6%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.2%となる。

なお、この税率の変更による影響は軽微である。

(企業結合等関係)

該当事項はない。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社及び当社グループは、不動産賃貸契約等を締結しており、賃借期間終了時の原状回復義務、また、有害物質を除去する義務を有しているため、契約及び法令上の義務に関して資産除去債務を計上している。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から2年から59年と見積り、割引率は0.2%から4.4%を使用して資産除去債務の金額を計算している。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

当連結会計年度において、資産の除去時点に必要とされる除去費用が、当連結会計年度の当初見積り額を超過する見込みであることが明らかになったことから見積りの変更を行っており、それに伴う増加額896百万円を変更前の資産除去債務残高に加算している。資産除去債務の残高の推移は次のとおりである。

	平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
期首残高(注)	6,288百万円	6,358百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	3	24
時の経過による調整額	119	125
資産除去債務の履行による減少額	—	△4
見積りの変更による増加額	—	896
その他増減額(△は減少)	△53	13
期末残高	6,358	7,414

(注) 平成22年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高である。

(賃貸等不動産関係)

平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年4月1日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい為、注記を省略する。

平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい為、注記を省略する。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会等の意思決定機関が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものである。

当社グループの主な事業は自動車事業であり、自動車及びその関連部品の設計、製造、販売を行っている。また、金融事業として当社グループ製品の販売金融及びリースを行っている。したがって、当社グループは取り扱い商品の区分により「自動車事業」及び「金融事業」の2つを報告セグメントとしている。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益（又は損失）、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一である。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益（又は損失）、資産その他の項目の金額に関する情報

平成22年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

(単位：百万円)

	自動車	金融	計	調整額 (注1)	合計 (注2)
売上高					
外部顧客への売上高	1,817,743	10,754	1,828,497	—	1,828,497
セグメント間の内部売上高	206	—	206	(206)	—
計	1,817,949	10,754	1,828,704	(206)	1,828,497
セグメント利益（又は損失）	37,821	2,659	40,481	(206)	40,274
セグメント資産	1,234,787	100,143	1,334,930	(22,418)	1,312,511
その他の項目					
減価償却費	63,136	2,726	65,862	—	65,862
持分法適用会社への投資額	45,089	5,371	50,461	(480)	49,980
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	57,417	10,006	67,424	—	67,424

(注) 1. 調整額は、セグメント間取引消去等によるものである。

2. セグメント利益（又は損失）は、連結損益計算書の営業利益（又は営業損失）と一致している。

平成23年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

(単位：百万円)

	自動車	金融	計	調整額 (注1)	合計 (注2)
売上高					
外部顧客への売上高	1,796,894	10,398	1,807,293	—	1,807,293
セグメント間の内部売上高	144	—	144	(144)	—
計	1,797,039	10,398	1,807,438	(144)	1,807,293
セグメント利益（又は損失）	60,348	3,471	63,819	(144)	63,674
セグメント資産	1,196,328	115,396	1,311,725	9,580	1,321,306
その他の項目					
減価償却費	53,806	2,934	56,741	—	56,741
持分法適用会社への投資額	42,807	6,014	48,822	(625)	48,196
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	72,588	8,715	81,303	—	81,303

(注) 1. 調整額は、セグメント間取引消去等によるものである。

2. セグメント利益（又は損失）は、連結損益計算書の営業利益（又は営業損失）と一致している。

【関連情報】

平成22年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略している。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

外部顧客の所在地を基礎として区分した外部顧客に対する売上高

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	アジア	オセアニア	その他	合計
363,270	189,846	490,030	366,483	163,591	255,275	1,828,497

(注) 1. 本邦以外の区分に属する主な国または地域

- (1) 北 米・・・・・・米国
- (2) 欧 州・・・・・・オランダ、イタリア、ドイツ、ロシア、ウクライナ
- (3) アジア・・・・・・タイ、マレーシア、台湾、中国
- (4) オセアニア・・・・オーストラリア、ニュージーランド
- (5) その他・・・・・・U. A. E.、プエルトリコ

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	その他	合計
300,902	82,661	383,564

(補足情報)

当社及び連結子会社の所在地を基礎として区分した売上高及び営業利益（又は営業損失）

(単位：百万円)

	日本	北米	欧州	アジア	オセアニア	その他	計	調整額	合計
売上高									
(1) 外部顧客に対する売上高	1,164,971	171,061	139,885	159,377	163,591	29,609	1,828,497	—	1,828,497
(2) セグメント間の内部売上高	392,357	10,951	83,854	250,624	205	—	737,993	(737,993)	—
計	1,557,329	182,013	223,740	410,001	163,796	29,609	2,566,491	(737,993)	1,828,497
営業利益 (又は営業損失)	(13,342)	(2,972)	18,629	35,284	5,193	1,902	44,695	(4,421)	40,274

(注) 1. 本邦以外の区分に属する主な国または地域

- (1) 北 米・・・・・・米国
- (2) 欧 州・・・・・・オランダ、ドイツ、ロシア
- (3) アジア・・・・・・タイ、フィリピン
- (4) オセアニア・・・・オーストラリア、ニュージーランド
- (5) その他・・・・・・U. A. E.、プエルトリコ

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
三菱商事株式会社	303,109	自動車

平成23年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略している。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

外部顧客の所在地を基礎として区分した外部顧客に対する売上高

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	アジア	オセアニア	その他	合計
357,136	195,164	474,783	395,252	162,027	222,928	1,807,293

(注) 1. 本邦以外の区分に属する主な国または地域

- (1) 北 米・・・・・・米国
- (2) 欧 州・・・・・・オランダ、イタリア、ドイツ、ロシア、ウクライナ
- (3) アジア・・・・・・タイ、マレーシア、台湾、中国
- (4) オセアニア・・・・オーストラリア、ニュージーランド
- (5) その他・・・・・・U. A. E.、プエルトリコ

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	その他	合計
282,100	94,636	376,736

(補足情報)

当社及び連結子会社の所在地を基礎として区分した売上高及び営業利益（又は営業損失）

(単位：百万円)

	日本	北米	欧州	アジア	オセアニア	その他	計	調整額	合計
売上高									
(1) 外部顧客に対する売上高	1,100,592	183,387	132,936	203,368	162,027	24,981	1,807,293	—	1,807,293
(2) セグメント間の内部売上高	414,573	5,317	70,755	244,803	124	—	735,574	(735,574)	—
計	1,515,165	188,705	203,692	448,171	162,151	24,981	2,542,867	(735,574)	1,807,293
営業利益 (又は営業損失)	25,796	1,249	8,442	35,296	1,363	1,090	73,239	(9,564)	63,674

(注) 1. 本邦以外の区分に属する主な国または地域

- (1) 北 米・・・・・・米国
- (2) 欧 州・・・・・・オランダ、ドイツ、ロシア
- (3) アジア・・・・・・タイ、フィリピン
- (4) オセアニア・・・・オーストラリア、ニュージーランド
- (5) その他・・・・・・U. A. E.、プエルトリコ

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
三菱商事株式会社	296,529	自動車

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

平成22年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	自動車	金融	計	調整額	合計
減損損失	2,977	—	2,977	—	2,977

平成23年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	自動車	金融	計	調整額	合計
減損損失	16,336	—	16,336	—	16,336

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

平成22年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

重要なのれんの償却額及び未償却残高はない。

平成23年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

重要なのれんの償却額及び未償却残高はない。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

平成22年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

重要な負ののれんの発生益はない。

平成23年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当はない。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

平成22年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	三菱商事 株式会社	東京都 千代田区	203,598	卸売業	(被所有) 直接13.99 間接 0.00	製品の販売及び 原材料の購入 役員の兼任	製品の 販売	303,051	売掛金	12,095

平成23年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	三菱商事 株式会社	東京都 千代田区	204,447	卸売業	(被所有) 直接13.99 間接 0.00	製品の販売及び 原材料の購入 役員の兼任	製品の 販売	296,523	売掛金	19,626

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

平成22年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

重要な取引がない為、注記を省略している。

平成23年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	ジャトロ 株式会社	静岡県 富士市	29,935	変速機及び 自動車部品 の開発、製 造及び販売	直接15.04	部品の購入 役員の兼任	部品の 購入	73,553	買掛金	15,696

(注) 1. 上記(ア)～(イ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 製品の販売価格については、市場価格、総原価を勘案し、検討・交渉の上、決定している。

(2) 部品の購入価格については、提示された見積原価、現行部品の価格及び各部品の市場価格から算定した価格を元に検討・交渉の上、決定している。

(1株当たり情報)

	平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	△35.90円	△32.61円
1株当たり当期純利益金額	2.82円	4.32円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	1.66円	2.40円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(百万円)	15,621	23,928
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(百万円)	15,621	23,928
期中平均株式数(千株)	5,537,867	5,537,863
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	3,880,647	4,421,266
(うち優先株式(千株))	(3,880,647)	(4,421,266)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

当社は、平成24年5月25日に当社保有の広汽長豊汽車股份有限公司株式を、広州汽車集团股份有限公司へ売却したことに伴い、平成24年度において、特別利益に投資有価証券売却益として11,401百万円を計上する予定である。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はない。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	125,499	87,308	2.7	—
1年以内に返済予定の長期借入金	94,454	99,381	3.0	—
1年以内に返済予定のリース債務	5,265	4,220	4.4	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	177,995	161,390	3.5	平成25年～35年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	8,088	6,977	4.5	平成25年～39年
その他有利子負債				
その他（流動負債：従業員預り金）	4,238	4,199	0.5	—
その他（流動負債：預り金）	11,360	11,683	2.0	—
その他（固定負債：預り保証金）	6,434	6,372	0.0	—
合計	433,337	381,532	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の当期末残高に対する加重平均利率を記載している。

2. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりである。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	120,157	23,972	14,398	2,654
リース債務	3,352	1,875	1,295	343

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略する。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	431,949	907,462	1,293,112	1,807,293
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	9,501	22,292	26,855	41,618
四半期(当期)純利益金額 (百万円)	4,270	10,589	13,625	23,928
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	0.77	1.91	2.46	4.32

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	0.77	1.14	0.55	1.86

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	平成22年度 (平成23年 3月31日)	平成23年度 (平成24年 3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	210,173	223,711
受取手形	8	0
売掛金	※3, ※4 133,372	※3, ※4, ※6 154,422
製品	28,684	33,559
仕掛品	21,235	22,159
原材料及び貯蔵品	17,634	13,390
前渡金	5,758	4,592
前払費用	1,265	710
関係会社短期貸付金	41,866	21,367
未収入金	※1, ※3 45,889	※1, ※3, ※6 43,336
その他	4,765	6,584
貸倒引当金	△22,644	△11,357
流動資産合計	488,010	512,477
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 140,358	※1 140,293
減価償却累計額	※2 △100,665	※2 △101,995
建物（純額）	※1 39,692	※1 38,298
構築物	※1 36,714	※1 36,645
減価償却累計額	※2 △29,270	※2 △29,672
構築物（純額）	※1 7,443	※1 6,972
機械及び装置	※1 463,528	※1 453,753
減価償却累計額	※2 △385,683	※2 △386,012
機械及び装置（純額）	※1 77,845	※1 67,740
車両運搬具	7,140	6,685
減価償却累計額	※2 △6,027	※2 △6,071
車両運搬具（純額）	1,113	613
工具、器具及び備品	※1 254,197	※1 246,747
減価償却累計額	※2 △205,985	※2 △203,710
工具、器具及び備品（純額）	※1 48,211	※1 43,036
土地	※1 50,055	※1 49,984
建設仮勘定	4,361	6,815
有形固定資産合計	228,723	213,462
無形固定資産		
特許権	270	149
借地権	885	885
商標権	4	2
ソフトウェア	6,138	5,749
その他	1,435	1,916
無形固定資産合計	8,734	8,703

(単位：百万円)

	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 33,407	※1 33,379
関係会社株式	164,896	164,901
出資金	0	20
関係会社出資金	18,681	18,681
長期貸付金	3	2
関係会社長期貸付金	135	3,041
破産更生債権等	5,667	5,374
長期前払費用	8,395	7,658
敷金及び保証金	12,811	11,614
その他	1,008	—
貸倒引当金	△5,796	△5,625
投資その他の資産合計	239,212	239,049
固定資産合計	476,670	461,216
資産合計	964,681	973,693
負債の部		
流動負債		
支払手形	※3 8,794	※3, ※6 10,264
買掛金	※3 306,874	※3, ※6 331,148
短期借入金	※3 44,604	※3 35,807
1年内返済予定の長期借入金	※1, ※3 66,270	※1, ※3 60,551
リース債務	4,920	3,924
未払金	47,233	※6 40,098
未払費用	3,789	3,529
未払法人税等	757	919
繰延税金負債	—	238
前受金	18,960	25,322
預り金	※3 44,848	※3 43,805
前受収益	37	36
製品保証引当金	14,542	11,031
生産委託損失引当金	—	10,718
その他	8,038	7,091
流動負債合計	569,672	584,487
固定負債		
長期借入金	※1 141,287	※1 114,611
リース債務	7,364	6,307
繰延税金負債	14,467	12,933
退職給付引当金	88,746	90,658
役員退職慰労引当金	696	696
債務保証損失引当金	—	5,249
生産委託損失引当金	9,315	—
資産除去債務	4,106	5,097
その他	12,354	14,762
固定負債合計	278,337	250,315
負債合計	848,009	834,803

(単位：百万円)

	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	657,355	657,355
資本剰余金		
資本準備金	433,202	433,202
資本剰余金合計	433,202	433,202
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△984,265	△963,334
利益剰余金合計	△984,265	△963,334
自己株式	△15	△15
株主資本合計	106,276	127,206
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	10,395	11,246
繰延ヘッジ損益	—	436
評価・換算差額等合計	10,395	11,683
純資産合計	116,671	138,890
負債純資産合計	964,681	973,693

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
売上高	※2 1,472,198	※2 1,427,599
売上原価		
製品期首たな卸高	29,373	28,684
当期製品仕入高	369,156	362,872
当期製品製造原価	992,071	932,511
合計	1,390,602	1,324,069
他勘定振替高	※1 12,833	※1 11,876
製品期末たな卸高	28,684	33,559
製品売上原価	※2 1,349,083	※2 1,278,634
売上総利益	123,114	148,964
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費及び販売促進費	27,002	23,598
運搬費	39,816	39,739
貸倒引当金繰入額	—	△2,137
役員報酬及び給料手当	16,673	18,504
退職給付引当金繰入額	1,896	2,100
減価償却費	5,842	4,678
研究開発費	※4 28,534	※4 33,666
報酬手数料	3,376	3,728
賃借料	8,824	8,303
その他	△996	1,644
販売費及び一般管理費合計	130,969	133,827
営業利益又は営業損失(△)	△7,855	15,137
営業外収益		
受取利息	2,142	1,454
受取配当金	※2 15,187	※2 22,554
為替差益	4,486	—
その他	151	152
営業外収益合計	21,967	24,162
営業外費用		
支払利息	※2 12,310	※2 12,826
為替差損	—	5,212
その他	4,689	1,618
営業外費用合計	16,999	19,657
経常利益又は経常損失(△)	△2,887	19,642
特別利益		
貸倒引当金戻入額	12,134	3,699
債務保証損失引当金戻入額	3,274	—
その他	45	49
特別利益合計	15,454	3,749

(単位：百万円)

	平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
特別損失		
固定資産除却損	※3 763	※3 1,823
減損損失	—	※6 1,244
災害による損失	※5 1,769	※5 848
関係会社株式評価損	13,929	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	2,227	—
その他	163	89
特別損失合計	18,853	4,006
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△6,285	19,384
法人税、住民税及び事業税	△1,393	△890
法人税等調整額	668	△655
法人税等合計	△725	△1,545
当期純利益又は当期純損失 (△)	△5,560	20,930

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	平成22年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)		平成23年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
I 材料費		802,792	82.2	742,624	81.1
II 労務費	※1	71,120	7.3	71,443	7.8
III 経費	※2	102,908	10.5	101,998	11.1
当期総製造費用		976,820	100.0	916,066	100.0
期首仕掛品たな卸高		19,891		21,235	
合計		996,712		937,302	
他勘定振替高	※3	△16,594		△17,368	
期末仕掛品たな卸高		21,235		22,159	
当期製品製造原価		992,071		932,511	

原価計算の方法

製品原価の計算は、乗用車については標準総合原価計算の方法により、その他の個別生産品等については製品別・受注ロット別に実際個別原価計算（ただし、製造間接費は予定レートを使用）の方法により実施している。なお、その他の個別生産品等のうち受託研究開発については契約別に個別原価計算の方法を実施している。

標準原価及び予定レートと実際原価との差額は原価差額として、仕掛品・製品及び売上原価に再配賦して処理している。

（注）※1．労務費の主な内訳は次のとおりである。

項目	平成22年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	平成23年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
従業員賃金諸手当 (百万円)	56,491	56,250
退職給付引当金繰入額 (百万円)	5,177	4,676

※2．経費の主な内訳は次のとおりである。

項目	平成22年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	平成23年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
減価償却費 (百万円)	33,853	28,540
運賃運搬費 (百万円)	21,753	18,360
改良研究費 (百万円)	16,944	17,352

※3．他勘定振替高の内訳は次のとおりである。

項目	平成22年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	平成23年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
固定資産への振替 (百万円)	829	735
研究開発費及びその他の経費への振替 (百万円)	865	503
特別損失への振替 (百万円)	1,192	655
製品勘定からの振替他 (百万円)	△19,481	△19,262
合計 (百万円)	△16,594	△17,368

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	657,355	657,355
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	657,355	657,355
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	433,202	433,202
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	433,202	433,202
資本剰余金合計		
当期首残高	433,202	433,202
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	433,202	433,202
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	△978,704	△984,265
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失(△)	△5,560	20,930
当期変動額合計	△5,560	20,930
当期末残高	△984,265	△963,334
利益剰余金合計		
当期首残高	△978,704	△984,265
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失(△)	△5,560	20,930
当期変動額合計	△5,560	20,930
当期末残高	△984,265	△963,334
自己株式		
当期首残高	△15	△15
当期変動額		
自己株式の取得	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0
当期末残高	△15	△15

(単位：百万円)

	平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
株主資本合計		
当期首残高	111,837	106,276
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失(△)	△5,560	20,930
自己株式の取得	△0	△0
当期変動額合計	△5,561	20,930
当期末残高	106,276	127,206
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	5,431	10,395
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,963	851
当期変動額合計	4,963	851
当期末残高	10,395	11,246
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	—	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	436
当期変動額合計	—	436
当期末残高	—	436
評価・換算差額等合計		
当期首残高	5,431	10,395
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,963	1,288
当期変動額合計	4,963	1,288
当期末残高	10,395	11,683
純資産合計		
当期首残高	117,268	116,671
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失(△)	△5,560	20,930
自己株式の取得	△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,963	1,288
当期変動額合計	△597	22,218
当期末残高	116,671	138,890

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

① 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している）

② 時価のないもの

移動平均法による原価法

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法（特例処理した金利スワップを除く）

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

ただし、補給用部品・用品は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を、また、個別生産品及び購入車両（OEM車両・輸入車）は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用している。

(2) 仕掛品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

ただし、個別生産品については個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用している。

(3) 原材料及び貯蔵品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用している。なお、耐用年数については、見積耐用年数を使用しており、主な耐用年数は以下のとおりである。

建物及び構築物 3年～60年

機械及び装置、車両運搬具 3年～17年

工具、器具及び備品 2年～20年

（少額減価償却資産）

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づく3年均等償却を採用している。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用している。

(3) 長期前払費用

期間内均等償却

(4) リース資産

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法を採用しており、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としている。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 製品保証引当金

製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、保証書の約款に従い過去の実績を基礎に将来の保証見込みを加味して計上している。

(3) 生産委託損失引当金

子会社との生産委託契約に基づき発生する将来の損失に備えるため、当年度末における損失見込額を計上している。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌年度から費用処理することとしている。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、退職慰労金内規に基づき、当年度末要支給額を計上していたが、平成18年7月開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止及び引当金の一部取崩を決議した。制度廃止以降、新規繰入は行っておらず、当年度末における役員退職慰労引当金残高は当該決議以前に対応する支給予定額である。

(6) 債務保証損失引当金

保証債務等の履行による損失の発生に備えるため、合理的な見積額を計上している。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっている。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりである。

a. ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………製品輸出による外貨建売上債権（予定取引に係るもの）

b. ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金利息

(3) ヘッジ方針

通常の営業取引により発生する外貨建金銭債権債務に係る将来の為替相場の変動によるリスクを回避するため、また借入金等に係わる金利変動リスクの回避のためにヘッジを行っている。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象となる予定取引と重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略している。

特例処理による金利スワップについては、その要件を満たしていることについての確認をもって有効性の判定にかえている。

8. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

【表示方法の変更】

貸借対照表において、前年度まで「固定負債」に表示の「生産委託損失引当金」は、子会社との生産委託契約が平成24年12月末をもって終了するため、当年度より「流動負債」に表示している。

なお、前年度の財務諸表の組替え額を合理的に算定することは困難であるため、組替えを行っていない。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用している。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

※1. 担保に供している資産は次のとおりである。

	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
水島工場財団		
(抵当権)		
建物	6,112百万円	5,901百万円
構築物	954	861
機械及び装置	23,841	20,385
工具、器具及び備品	1,107	963
土地	2,008	2,008
(計)	34,025	30,120
岡崎工場財団		
(抵当権)		
建物	13,252百万円	12,668百万円
構築物	1,450	1,303
機械及び装置	20,812	19,255
工具、器具及び備品	301	301
土地	985	985
(計)	36,803	34,514
京都工場財団		
(抵当権)		
建物	5,021百万円	4,712百万円
構築物	385	358
機械及び装置	17,068	14,985
工具、器具及び備品	722	612
土地	2,235	2,235
(計)	25,432	22,903
滋賀工場財団		
(抵当権)		
建物	2,333百万円	2,169百万円
構築物	225	201
機械及び装置	9,975	8,683
土地	3,859	3,859
(計)	16,393	14,914
未収入金 (注1)		
(質権)	1,003百万円	1,024百万円
投資有価証券 (注2)		
(質権)	46百万円	46百万円
計	113,704百万円	103,522百万円

担保が付されている債務は次のとおりである。

	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
長期借入金	30,000百万円	25,000百万円
(うち1年内返済予定の長期借入金)	(5,000)	(5,000)
計	30,000	25,000

(注1) 有限会社ムラタ・メディカルサービスとの間で締結した定期建物賃貸借契約に基づく債務に対して質権を設定している。

(注2) 水島エコワークス株式会社の借入金に対して担保を供している。

※2. 減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている。

※3. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対する資産及び負債は次のとおりである。

	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
売掛金	62,091百万円	58,857百万円
未収入金	11,192	12,144
支払手形・買掛金	139,339	143,287
短期借入金・1年内返済予定の長期借入金	22,289	10,600
預り金	33,790	32,854

※4. 売掛金からは、次の債権流動化による譲渡残高が除かれている。

	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
債権流動化による譲渡残高	22,300百万円	16,000百万円

5. 保証債務等

(1) 保証債務

平成22年度 (平成23年3月31日)			平成23年度 (平成24年3月31日)		
被保証者	保証金額	被保証債務 の内容	被保証者	保証金額	被保証債務 の内容
(関係会社)			(関係会社)		
ミツビシ・モーターズ・ クレジット・オブ・アメ リカ・インク	1,056百万円	車両代決済	ミツビシ・モーターズ・ ノース・アメリカ・イン ク	10,050百万円	リース料支払
ミツビシ・モーターズ・ ノース・アメリカ・イン ク	16,397	リース料支払	ミツビシ・モーターズ・ ヨーロッパ・ビー・ブイ	22,220	預り金
ミツビシ・モーターズ (タイランド)・カンパ ニー・リミテッド	59,145	銀行借入金他	ミツビシ・モーターズ (タイランド)・カンパ ニー・リミテッド	21,360	銀行借入金他
関東三菱自動車販売株式 会社他5社	4,318	銀行借入金他	関東三菱自動車販売株式 会社他4社	4,349	銀行借入金他
(その他)			(その他)		
従業員	1,697	「社員財形住宅 貸金」等に係る 銀行借入金	従業員	1,390	「社員財形住宅 貸金」等に係る 銀行借入金
計	82,613		計	59,371	

(2) 保証債務に準ずる債務

平成22年度 (平成23年3月31日)			平成23年度 (平成24年3月31日)		
対象者	対象金額	対象債務の 内容	対象者	対象金額	対象債務の 内容
(関係会社)			(その他)		
三菱・モーターズ・ ヨーロッパ・ビー・ブイ	112百万円	銀行借入金他	イーグル・ウィングス・ インダストリーズ・イン ク	509百万円	銀行借入金
(その他)					
イーグル・ウィングス・ インダストリーズ・イン ク	1,164	銀行借入金			
計	1,276		計	509	

※6. 期末日金融機関休日による影響

当年度末日は金融機関が休日のため、当年度末残高には当年度末日が満期日または決済日の債権・債務が含まれており、そのうち主なものは次のとおりである。

	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
売掛金	—	3,706百万円
未収入金	—	356
支払手形	—	2,591
買掛金	—	29,659
未払金	—	2,654

(損益計算書関係)

※1. 製品から他勘定への振替高の内訳は次のとおりである。

	平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
仕掛品勘定への振替	12,450百万円	11,451百万円
研究開発費及びその他の経費への振替	237	404
特別損失への振替	104	0
固定資産他への振替	40	20
計	12,833	11,876

※2. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれている。

	平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
売上高	519,811百万円	511,679百万円
仕入高	497,236	469,309
受取配当金	14,458	21,705
支払利息	3,439	3,941

※3. 固定資産除却損の内訳は次のとおりである。

	平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
建物	81百万円	375百万円
構築物	40	255
機械及び装置	348	944
工具、器具及び備品	235	147
その他	56	100
計	763	1,823

※4. 研究開発費の総額（販売費及び一般管理費）は次のとおりである。

	平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	28,534百万円	33,666百万円

※5. 災害による損失は、東日本大震災によるものである。

※6. 減損損失

当年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上した。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
岡山県倉敷市	遊休資産	機械及び装置	330
滋賀県湖南市	遊休資産	機械及び装置、 工具、器具及び備品	247
神奈川県川崎市等	遊休資産	車両運搬具、 工具、器具及び備品 等	666

(2) 資産のグルーピングの方法

生産用資産は車体生産工場単位とし、賃貸用資産及び遊休資産は個々の資産グループとして取り扱っている。

(3) 減損損失の認識に至った経緯

市場環境等の悪化により、一部の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額した。

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額により算定しており、零として評価している。

(5) 減損損失の金額

減損損失1,244百万円は特別損失に計上しており、その主な内訳は次のとおりである。

機械及び装置	576百万円
車両運搬具	333
工具、器具及び備品	235
その他	99
計	1,244

(株主資本等変動計算書関係)

平成22年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当期首株式数 (千株)	当期増加株式数 (千株)	当期減少株式数 (千株)	当期末株式数 (千株)
普通株式(注)	87	3	—	91
合計	87	3	—	91

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加3千株は、単元未満株式の買取りによる増加である。

平成23年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当期首株式数 (千株)	当期増加株式数 (千株)	当期減少株式数 (千株)	当期末株式数 (千株)
普通株式(注)	91	3	—	94
合計	91	3	—	94

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加3千株は、単元未満株式の買取りによる増加である。

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、自動車事業における生産設備（「機械及び装置」、「工具、器具及び備品」）である。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりである。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式（平成23年度の貸借対照表計上額は子会社株式152,376百万円、関連会社株式12,524百万円、平成22年度の貸借対照表計上額は子会社株式152,376百万円、関連会社株式12,519百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載を省略している。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	131,610百万円	51,955百万円
債務保証損失引当金	—	1,848
貸倒引当金損金算入限度超過額	10,244	4,924
退職給付引当金損金算入限度超過額	34,510	30,922
関係会社株式等評価損否認	338,534	296,394
買掛金(保証工事費用)	4,460	3,941
製品保証引当金	5,650	3,767
生産委託損失引当金	3,745	3,773
その他	43,981	44,225
繰延税金資産小計	572,734	441,749
評価性引当額	△572,734	△441,749
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△6,988	△6,109
その他	△7,479	△7,063
繰延税金負債合計	△14,467	△13,172
繰延税金負債の純額	△14,467	△13,172

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率		40.2%
(調整)	税引前当期純損失であるため、記載を省略している。	
永久に損金に算入されない項目(交際費等)		0.3
永久に益金に算入されない項目(受取配当金等)		△42.7
評価性引当額の計上による年度末繰延税金資産の減額修正		△1.6
その他		△4.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率		△8.0

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなった。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の40.2%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については37.6%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.2%となる。

この税率変更により、繰延税金負債が1,871百万円、法人税等調整額が969百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が867百万円、繰延ヘッジ損益が33百万円それぞれ増加している。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、不動産賃貸契約等を締結しており、賃借期間終了時の原状回復義務、また、有害物質を除去する義務を有しているため、契約及び法令上の義務に関して資産除去債務を計上している。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得時より2年から43年と見積り、割引率は0.2%から2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算している。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

当年度において、資産の除去時点に必要とされる除去費用が、当年度の当初見積り額を超過する見込みであることが明らかになったことから見積りの変更を行っており、それに伴う増加額896百万円を変更前の資産除去債務残高に加算している。資産除去債務の残高の推移は次のとおりである。

	平成22年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	平成23年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
期首残高 (注)	4,014百万円	4,106百万円
時の経過による調整額	91	93
見積りの変更による増加額	—	896
期末残高	4,106	5,097

(注) 平成22年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高である。

(1株当たり情報)

	平成22年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)	平成23年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)
1株当たり純資産額	△57.95円	△53.94円
1株当たり当期純利益(純損失△)金額	△1.00円	3.78円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していない。	2.10円

(注) 1株当たり当期純利益(純損失△)金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	平成22年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)	平成23年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)
1株当たり当期純利益(純損失)金額		
当期純利益(純損失△)(百万円)	△5,560	20,930
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(純損失△)(百万円)	△5,560	20,930
普通株式の期中平均株式数(千株)	5,537,867	5,537,863
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	—	4,421,266
(うち優先株式(千株))	—	(4,421,266)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

当社は、平成24年5月25日に当社保有の広汽長豊汽車股份有限公司株式を、広州汽車集团股份有限公司へ売却したことに伴い、平成24年度において、特別利益に投資有価証券売却益として11,401百万円を計上する予定である。

④【附属明細表】
 【有価証券明細表】
 【株式】

		銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
		投資有価証券	その他有 価証券	中華汽車工業股份有限公司
		広汽長豊汽車股份有限公司	75,997,852	12,555
		匯豊汽車股份有限公司	30,989,158	2,467
		株式会社リチウムエナジージャパン	24,000	1,200
		アート金属工業株式会社	950,000	488
		その他 (30銘柄)	425,145,301	1,106
		合計	726,874,584	33,379

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	140,358	1,434	1,499	140,293	101,995	2,565	38,298
構築物	36,714	237	306	36,645	29,672	630	6,972
機械及び装置	463,528	5,546	15,322	453,753	386,012	14,102	67,740
車両運搬具	7,140	236	692	6,685	6,071	591	613
工具、器具及び備品	254,197	12,214	19,664	246,747	203,710	15,098	43,036
土地	50,055	—	70	49,984	—	—	49,984
建設仮勘定	4,361	12,488	10,034	6,815	—	—	6,815
有形固定資産計	956,356	32,157	47,588	940,925	727,462	32,988	213,462
						(1,147)	
無形固定資産							
特許権	3,551	4	2,541	1,015	865	126	149
借地権	885	—	—	885	—	—	885
商標権	15	—	—	15	13	1	2
意匠権	167	—	167	—	—	—	—
ソフトウェア	19,434	2,244	6,286	15,393	9,644	2,634	5,749
その他	1,507	2,865	2,284	2,087	171	112	1,916
						(97)	
無形固定資産計	25,563	5,114	11,280	19,397	10,694	2,874	8,703
						(97)	
長期前払費用	17,173	627	2,514	15,286	7,627	1,127	7,658

(注) 1. 「当期償却額」欄の()は内書きで、減損損失の計上額である。

2. 「当期末減価償却累計額又は償却累計額」欄には、減損損失累計額が含まれている。

3. 「当期増加額」のうち主なものは次のとおりである。

建設仮勘定 機械及び装置 5,826百万円 工具、器具及び備品 5,537百万円 建物 797百万円
 工具、器具及び備品 購入品金型 8,185百万円 リース資産 2,721百万円 工具 734百万円
 器具・備品 572百万円

4. 「当期減少額」のうち主なものは次のとおりである。

工具、器具及び備品 リース資産 7,921百万円 購入品金型 7,731百万円 工具 2,877百万円
 器具・備品 1,134百万円
 機械及び装置 特殊作業設備 6,675百万円 搬送設備 2,642百万円 金属工作機械 2,139百万円
 取付具・治具 1,256百万円 試験測定設備 1,047百万円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金 (注)	28,440	—	359	11,099	16,982
製品保証引当金	14,542	11,031	14,542	—	11,031
生産委託損失引当金	9,315	10,718	9,315	—	10,718
役員退職慰労引当金	696	—	—	—	696
債務保証損失引当金	—	5,249	—	—	5,249

(注) 当期減少額 (その他) 11,099百万円は、欧州子会社の財務状況を勘案し、引当額を見直したことによる取崩3,699百万円及び債務保証損失引当金への振替5,249百万円、並びに当期末における回収不能見込額に洗い替えたことによる取崩2,149百万円である。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当年度末（平成24年3月31日）における主な資産及び負債の内容は次のとおりである。

① 流動資産

a. 現金及び預金

区分	金額（百万円）
現金	—
預金	
当座預金	2,099
普通預金	156,611
定期預金	65,000
合計	223,711

b. 受取手形

(a) 相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
ニットサービス株式会社	0
合計	0

(b) 期日別内訳

期日	金額（百万円）
1か月以内	—
2か月以内	0
2か月超	—
合計	0

c. 売掛金

(a) 相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
プジョー・シトロエン・オートモビルズ・エス・エイ	20,388
三菱商事株式会社	19,626
ミツビシ・モーターズ・オーストラリア・リミテッド	14,020
ミツビシ・モーターズ (タイランド) ・カンパニー・リミテッド	7,807
エムシー・オートモービル (ヨーロッパ) ・エヌ・ブイ	7,518
その他	85,060
合計	154,422

(b) 発生及び回収並びに滞留状況

項目	当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率 (%)	平均滞留期間 (日)
売掛金	133,372	1,454,789	1,433,740	154,422	90.2	36.2

(注) 回収率及び平均滞留期間の算出方法は次のとおりである。

$$\text{回収率} = \frac{\text{当期回収高}}{\text{当期首残高} + \text{当期発生高}} \times 100$$

$$\text{平均滞留期間} = \frac{\text{当期首残高} + \text{当期末残高}}{2} \div \frac{\text{当期発生高}}{366}$$

d. たな卸資産

科目	内訳	金額 (百万円)
製品	乗用車	26,157
	補給用部品・用品	7,401
	合計	33,559
仕掛品	車両及び補給用部品	14,867
	その他	7,292
	合計	22,159
原材料及び貯蔵品	原材料	
	普通鋼	34
	非鉄金属、地金、金属二次材料	414
	部分品	7,620
	未着原材料	685
	その他	647
	貯蔵品	
	工具、修理用部品	767
	器具、備品、雑品	3,221
合計	13,390	

② 固定資産

a. 関係会社株式

銘柄	金額（百万円）
子会社株式	
ミツビシ・モーターズ（タイランド）・カンパニー・リミテッド	43,614
ネザーランズ・カー・ビー・ブイ	31,623
関東三菱自動車販売株式会社	14,787
西日本三菱自動車販売株式会社	10,689
ミツビシ・モーターズ・ノース・アメリカ・インク	8,623
その他（26社）	43,037
計	152,376
関連会社株式	
ジヤトコ株式会社	11,505
MMCダイヤモンドファイナンス株式会社	875
東関東MMC部品販売株式会社	46
その他（10社）	98
計	12,524
合計	164,901

③ 流動負債

a. 支払手形

(a) 相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
三協株式会社	2,398
株式会社アステア	924
ヒルタ工業株式会社	858
丸菱工業株式会社	654
株式会社メタルテック	423
その他	5,005
合計	10,264

(b) 期日別内訳

期日	金額（百万円）
1か月以内	2,591
2か月以内	4,688
3か月以内	—
4か月以内	2,984
4か月超	—
合計	10,264

b. 買掛金

相手先	金額（百万円）
ミツビシ・モーターズ（タイランド）・カンパニー・リミテッド	96,809
ジャトコ株式会社	15,696
三菱電機株式会社	10,432
三菱重工業株式会社	10,322
ネザーランズ・カー・ビー・ブイ	6,793
その他	191,094
合計	331,148

c. 1年内返済予定の長期借入金

借入先	金額（百万円）
株式会社三菱東京UFJ銀行	11,049
ミツビシ・モーターズ（タイランド）・カンパニー・リミテッド	10,600
株式会社日本政策投資銀行	5,000
三菱UFJ信託銀行株式会社	3,716
住友信託銀行株式会社	3,000
その他	27,186
合計	60,551

④ 固定負債

a. 長期借入金

借入先	金額（百万円）
株式会社三菱東京UFJ銀行	28,480
株式会社日本政策投資銀行	20,000
三菱UFJ信託銀行株式会社	8,263
バンコック・バンク・パブリック・カンパニー・リミテッド	7,503
株式会社みずほコーポレート銀行	6,540
その他	43,824
合計	114,611

b. 退職給付引当金

金額（百万円）	備考
90,658	1 連結財務諸表等 （1）連結財務諸表 注記事項（退職給付関係）御参照

(3) 【その他】

- ① 決算日後の状況
特記事項はない。

- ② 重大な訴訟事件等
特記事項はない。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	普通株式 1,000株 優先株式 1株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、東京都内において発行する日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載アドレス (http://www.mitsubishi-motors.com/jp/corporate/ir/stockinfo/koukoku.html)
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はない。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書の提出日までの間に、次の書類を提出している。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

平成22年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）平成23年6月22日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成23年6月22日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

平成23年度第1四半期（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）平成23年8月10日関東財務局長に提出

平成23年度第2四半期（自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日）平成23年11月14日関東財務局長に提出

平成23年度第3四半期（自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日）平成24年2月13日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成23年6月27日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書である。

平成24年4月25日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書である。

平成24年5月30日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書である。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

平成24年4月27日関東財務局長に提出

平成24年4月25日提出の臨時報告書（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に係る訂正報告書である。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月26日

三菱自動車工業株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂本 邦夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武内 清信 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安永 千尋 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱自動車工業株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱自動車工業株式会社及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年5月25日に会社保有の广汽長豊汽車股份有限公司株式を、广汽汽車集団股份有限公司へ売却した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、三菱自動車工業株式会社の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、三菱自動車工業株式会社が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管している。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていない。

独立監査人の監査報告書

平成24年 6月26日

三菱自動車工業株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂本 邦夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武内 清信 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安永 千尋 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱自動車工業株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの平成23年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱自動車工業株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年5月25日に会社保有の广汽長豊汽車股份有限公司株式を、広州汽車集团股份有限公司へ売却した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管している。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月26日
【会社名】	三菱自動車工業株式会社
【英訳名】	MITSUBISHI MOTORS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 益子 修
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はない。
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目33番8号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役社長 益子 修は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成24年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社並びに連結子会社18社及び持分法適用会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社36社及び持分法適用会社25社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している6事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4【付記事項】

該当事項なし。

5【特記事項】

該当事項なし。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月26日
【会社名】	三菱自動車工業株式会社
【英訳名】	MITSUBISHI MOTORS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 益子 修
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はない。
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目33番8号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長益子修は、当社の平成23年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認した。

2 【特記事項】

特記すべき事項はない。